

平成 29 年御嵩町議会第 1 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 3 月 2 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 29 年 3 月 2 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額）
 - 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 報告第 3 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 報告第 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 議案第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 3 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第 5 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第 6 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第 7 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第 8 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第 9 号 平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について
 - 議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 12 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 14 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 16 号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について
 - 議案第 18 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 19 号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 20 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条

例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

議案第 23 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第 26 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

議案第 27 号 財産の取得の一部変更について

議事日程第1号

平成29年3月2日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成28年11月分から平成29年1月分まで）

町長報告 4件

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 26件

議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算について

議案第4号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第7号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第8号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第9号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第10号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成28年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第 16 号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について

議案第 18 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第 22 号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

議案第 23 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につい

て

議案第 26 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議につ
いて

議案第 27 号 財産の取得の一部変更について

日程第 6 議案の審議及び採決 8 件

議案第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 9 号 平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて

議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて

議案第 12 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 14 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 27 号 財産の取得の一部変更について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 奥 村 雄 二	2 番 安 藤 信 治
3 番 伏 屋 光 幸	5 番 高 山 由 行	6 番 山 口 政 治
7 番 安 藤 雅 子	8 番 柳 生 千 明	9 番 山 田 儀 雄
10 番 加 藤 保 郎	11 番 岡 本 隆 子	12 番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 事 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 記 書 金 子 文 仁
---------------------	-----------------------

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成29年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

企画課秘書広報とケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 加藤保郎君、11番 岡本隆子さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月31日の議会運営委員会において、本日より3月17日までの16日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より17日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

町長の施政方針の発表

議長（大沢まり子君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

毎年の施政方針、少し時間が長いですが、よろしくおつき合いのほどお願いいたします。

それでは、御嵩町議会第1回定例会の開催に当たり、将来に向けて町が進むべき方向性や課題について述べさせていただきます。

昨年も全国では多くの災害が発生しました。4月には東日本大震災の記憶をも呼び起こす熊本地震が発生し、10月には鳥取県中部を震源とする地震もありました。台風や前線等による風水害もあり、12月の糸魚川の大規模火災は記憶に新しいところであります。改めて全ての被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

昭和58年9月、美濃加茂市、可児市、八百津町、坂祝町で4,588戸に及ぶ家屋被害が発生した豪雨災害は、記憶に強く残しておられる人も多いと思います。

下流域の住民を水害から守る新丸山ダム計画は、全国で唯一反対の声が上がらないダム計画でもあります。この事業に大きな進捗がありました。県道つけかえにより必要となった（仮称）第2小和沢橋の連結が2月16日にありました。本年秋には供用開始が予定されており、ますます事業の進捗が目に見える形となることを心待ちにしております。

しかし、御嵩町民はここで安堵してはなりません。この事業の根本的な見直しとおくれには、小和沢の廃棄物処分場計画が多大な影響を与えたからです。

私は、平成7年7月に議会議員となりました。時間を要しはしましたが、段ボール箱5杯分という膨大な量の資料を手にすることができました。その資料を幾度となく読み込み、最も心を痛めたのが、新丸山ダム事業の担当者の皆様の苦悩の日々であります。誰の口の端に上ることもなく時を重ねてきましたが、私は今でも、処分場計画の最大の被害者は歴代のダム事業の担当者であると思っております。計画の遅滞によって、下流域の住民の安全性の担保もまたおくられていることは、御嵩町民であるからこそ忘れてはなりません。

アメリカではトランプ政権が誕生し、日々その人となり伝える報道がされていますが、冷静にその政策が日本に与える影響を想定していきたいと考えております。また、初の黒人大統領として最後の演説をされたオバマ大統領の言葉には、感銘を受けるものが多くありました。例えば一つ「民主主義の維持には、相違を超えて結束することが重要だ」、一つ「この地（シカゴ）で普通の人々が関与し、結束したときにだけ変革が可能になることを学んだ。大統領を8年間務めた後でも、そう信じている」などであります。

御嵩町でも、大きな変革が 20 年前にありました。民主主義の学校とも表現された大変革であります。昨年 10 月で町長襲撃事件から 20 年、本年 1 月で住民投票条例制定から 20 年、6 月には住民投票実施から 20 年、御嵩町混沌の時代から 20 年の年月が経過しました。

全ての解決は丸山ダム本体の着工であり、荒れ放題となっている小和沢のありようの決定と
考え、本年のこの節目を機に心してまいりたいと考えております。

庁舎整備につきましては、議員の皆様には議論を重ねていただいた結果、移転することを決定していただきました。その上で、臨時議会において補正予算案を承認いただき、本格的に新庁舎整備に向けて事業のスタートを切ったところです。

本町にとって 40 年、50 年に 1 度の大きな事業に向けて、基本構想・基本計画策定を委託する事業者の選定に当たっては、豊富な知識と庁舎等の整備計画の実績を有する事業者から提案をいただくため、実務実績等を条件に加え、公募型プロポーザル方式を採用し、広く募集をかけました。結果、4 社から提案があり、昨日、庁議メンバーから成る選定委員会によるヒアリングを実施したところであります。

早急に、選定委員会において各社からの提案内容、業務遂行能力など比較検討の上、1 社に絞り、策定実務に取りかかってまいります。この基本構想の策定において、どこの位置に新庁舎を建てるかを早い時期に決定し、議会並びに町民の皆様にお示しできるよう、スピード感を持って進めてまいります。

中保育園、中児童館の建設につきましては、庁舎の位置が決まることにより、庁舎と併設が可能か否かで立地場所が決まってくるものと考えており、最優先で進めてまいりたいと考えております。

今後、議員の皆様と協議する機会もふえてまいります。大震災がいつ起きるかわからない状況において、多くの時間をかけられないことをあらかじめ御理解いただきたいと思います。

また、新庁舎の構想・計画策定に並行して、現庁舎に非常用発電設備を平成 29 年度に整備したいと考えております。いつ起こるかわからない災害、局地的豪雨の影響による長時間停電への備えとして、電力供給がストップしてもこの庁舎が災害対策本部として機能し、長時間停電となっても全庁の機能が停止することのないよう整備するものであります。当然、新庁舎の整備計画もあることから、必要最低限の設備とするとともに、新庁舎整備後も引き続き使用する予定の北庁舎への電力供給を視野に入れた設備導入を計画しております。

平成 29 年度予算について述べさせていただきます。

一般会計予算額は 67 億 2,000 万円であり、前年度と比較して 21%の減であります。特別会計、企業会計と合わせた総額は 126 億 7,720 万円で、12.8%の減となっており、平成 28 年度に最終年度を迎えた亜炭鉱跡防災モデル事業費、防災コミュニティ複合施設整備事業費の皆減

が予算額全体を押し下げております。

次に、一般会計の主な特徴を中心に説明申し上げます。

平成 29 年度予算の一番の特徴となりますが、亜炭鉱跡防災対策事業費として総額 75 億 4,359 万 8,000 円を継続費で設定しています。平成 29 年度の予算額は 3 億 2,364 万円ですが、国の補正予算で予算化された亜炭鉱跡防災対策事業費の採択を前提として、引き続き亜炭鉱廃坑対策事業を継続してまいります。

歳入につきましては、町税が、個人分、法人分を合わせた町民税の減少により、町税全体で前年度比 1.3%減の 23 億 6,122 万 5,000 円を見込んでおります。

また、国庫支出金については、みたけの森施設整備に充てる森林整備・林業等振興整備交付金を 1,770 万円、国の史跡指定を受けた中山道について保存活用計画の策定に充てる文化財保存事業費補助金 100 万円などを見込んでおります。

町債につきましては、庁舎非常用発電機設置事業に充てる緊急防災・減災事業債のほか、滞在型農業体験施設整備事業などに充てる辺地対策事業債、道路橋梁事業に充てる公共事業等債などを計上しておりますが、交付税算入率の高い起債を活用しております。

続きまして、歳出予算について申し上げます。

今回の当初予算は、住民に安心と躍動を、そして町ににぎわいを生み出すための予算であります。先ほど申し上げました亜炭鉱跡防災対策事業費の 3 億 2,364 万円のほか、新庁舎整備事業費として 1,119 万 5,000 円を計上し、町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、全ての小学校のパソコン教室にタブレット端末を導入する事業費として 2,567 万円を計上したほか、引き続き北海道下川町との環境都市交流体験事業として 181 万 5,000 円を計上し、将来を担う子供たちの新たな時代に対応した人材育成を進めてまいります。

さらに、農業を通じた交流人口をふやすための滞在型農業体験施設整備事業として 1,394 万 7,000 円、宿場の趣を生かした利活用を進めるための御嶽宿柏屋購入事業として 430 万 6,000 円、国指定重要文化財である願興寺十二神将像の特別展開催事業費として 248 万 2,000 円を計上し、まちににぎわいを生み出すための基礎をつくってまいります。

本町では、防災コミュニティセンターが 4 月 1 日にオープンいたします。万が一の災害発生に備え、平常時には施設を有効に活用し、災害への対応力の強化を図ってまいります。

また、現在、防災リーダーの皆様には地域防災力の向上に御尽力を賜っておりますが、さらなる防災力向上のため、引き続き防災リーダー養成事業を行ってまいります。平成 29 年度は新たに高校生向け防災アカデミーを開催し、高校生防災リーダーの養成を行い、幅広い世代の連携による安全・安心なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

平成 26 年度より取り組んでまいりました南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の第

2期・第3期防災工事など、業務の全てが1月末で完了しております。本町としては、全国で唯一のモデル自治体として選定していただいたときから目標としてきました期限をしっかりと守り、モデル自治体としての役割を果たすことと、住民の安全・安心を第一に事業を進めることができたと考えているところであります。

また、今回の防災モデル事業終了後の次の事業を実現することは、本町の亜炭鉱廃坑対策を継続する上で特に重要であると考え、モデル事業に着手した時点から国・県へお願いをしてまいりましたが、平成28年度の国の補正予算においてモデル事業に引き続き、経済産業省で南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業が措置され、昨年末の12月22日に補助対象県を岐阜県とする旨の公募結果が公表されました。

本町は、3年間の亜炭鉱跡防災モデル事業に取り組んで、初めての予防対策事業として、亜炭鉱廃坑空洞の埋め戻しを実施することができました。また、亜炭鉱廃坑の存在状況などについて、より詳細に把握することができました。今後、防災対策事業を活用して、モデル事業に引き続き、亜炭鉱廃坑の陥没予防対策事業になお一層取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年度で、御嵩町環境モデル都市行動計画による実施4年度目を迎えることとなりますが、行動計画の温室効果ガス排出削減目標の達成を目指し、引き続き低炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

防災コミュニティセンターには、再生可能エネルギー活用によるCO₂削減のため、グリーンニューディール基金事業により、太陽光発電や蓄電池、燃料電池などを導入いたしました。停電時でもある程度の電気が使用できることから、停電を伴う有事の際でも機能する施設になっております。

環境教育では、引き続き北海道下川町における中学生の森林環境学習を実施し、また下川町からの小学生の研修を受け入れることで、選定都市間の交流も図ってまいります。

昨年11月に内閣府で行われましたモデル都市行動計画の取り組みの報告では、委員の皆様より、「CO₂排出量の増加分は森林吸収量で十分カバーできている」「森林経営信託など非常に先駆的な取り組みをされている点を評価する」などの御意見をいただきました。これからも岐阜県唯一の環境モデル都市として、特徴ある取り組みを進め、役割を果たしてまいりたいと考えております。

みたけ創生！！総合戦略は、平成27年10月に策定し、「環境のまちで元気！」「ひとが元気！」「しごと・経済が元気！」「モノ・コトが元気！」「暮らしが元気！」の5つを基本目標に掲げ、これらの基本目標を達成するため、大項目で15の施策を進めております。

平成28年度は、主にこの総合戦略に基づく取り組みについて先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るため、国による地方創生加速化交付金事業の採択を受けて展開してまいりまし

た。

その一つである「学校・地域・企業連携によるみらいの人材育成推進事業」は、若者が地域や地元企業を知る・学ぶ機会をつくり、人材育成と地元での就職や定着につなげることを目的とし、学校、NPO法人、住民団体、地元事業者等から成る「みたけ創生みらいの人材育成協議会」を設置した上で、キャリア教育プログラム実施事業、まちまるごと鉄道博物館事業、舩五山茶ブラッシュアップ事業、農業体験活動事業、ロボットジュニアセミナーなどを実施してまいりました。これにより、小・中・高校生等の若者が地域のことを考え、地域の方々とかわる姿が見られるようになってまいりました。

今後も、総合戦略の数値目標を評価・検証し、地方創生推進交付金等の国の交付金事業への採択にもチャレンジしながら、町の内外から選ばれるまちづくりを目指して、「みたけ創生！！総合戦略」に掲げる施策を引き続き実施してまいります。

平成 28 年度内に観光基本計画を策定することとし、現在、パブリックコメントを終え、4 月からの実施を目指しております。計画の基本コンセプトを「日本一、中山道に身を染められる宿場町」とし、本町の観光資源である御嶽宿、伏見宿の活用を中心とした内容としております。

御嶽宿、伏見宿へかつての面影に期待を膨らませながら訪れる方々にとって、歴史ある建築物は大きな役割を担っています。その一つが御嶽宿の柏屋であります。旅籠として江戸時代末期に建築されたもので、所有者がお亡くなりになった後、相続人がなく、空き家となっております。老朽の進行が危惧されており、このまま放置しておきますと、廃墟と化すまでそれほどの年月を要しないとうかがえます。

今回、平成 29 年度予算に柏屋購入事業費を計上させていただきました。柏屋の相続財産管理人より町に購入していただきたい旨の話があり、相場よりかなり安価で購入できる機会ですので、まずは取得し、建物の趣を生かした利活用について協議してまいりたいと考えております。協議を重ねた結果、利活用可能ということであれば、観光拠点や宿泊施設等といった構想は膨らみますが、大規模な改修が必要な場合は、当然、財政計画をしっかりと立てた上で進めてまいります。また、仮に既存建物の利活用に至らなかったとしても、まちの中心部であり、611 平方メートルというまとまった敷地ですので、今後の観光まちづくりを推進する上で有効に活用することのできる価値ある土地の取得になると考えております。

平成 28 年度からの第 3 期目の名鉄広見線活性化計画では、平成 30 年度までの 3 年間、関係市町、議会、教育関係者、経済関係者、市、町民が一体となって名鉄広見線（新可児駅から御嵩駅）の活性化に取り組み、名鉄広見線及び沿線地域が活性化し、名鉄広見線が住民にとって必要な社会インフラとして存在し続けることを目指し、23 の施策を掲げて進めております。

昨年9月には、地域外から利用者を増加させる取り組みの一つとして、名鉄広見線沿線を遊園地に見立てて、アトラクションを提供する「御嵩あかでんランド」イベントを開催いたしました。名古屋市を初め県内外から375人の来訪があり、名鉄広見線の魅力を感じていただけたことと思います。アンケートでは、また来たい、続けてほしいという感想もいただいております。

10月には、名古屋市の金山駅周辺で行われた「鉄道の日」イベント会場にて「赤い電車応援ポスター展」を実施しました。名鉄広見線の利用を広く呼びかける内容をテーマに小学生からポスターを募集しましたところ、242人の応募がありました。当日、優秀作品18人の表彰式を同会場にて行い、受賞された小学生とその家族が電車に乗って会場まで来ていただきました。さらには、その会場の一つである金山総合駅連絡通路橋イベント広場にて、議員の皆様と一緒に駅利用者に観光パンフレットを配布し、名鉄広見線のPRを実施いたしました。

また、地域内の利用促進を図る取り組みとして、伏見小学校PTAでは、家庭教育学級の1家庭1実践のテーマを「家の人と一緒に名鉄広見線に乗ろう」とされ、夏休みに209家族274人の児童が実践されました。また、議員の皆様は、全員協議会開催日にノーマイカーデーの実施をされました。

このような取り組みの中、平成27年度の輸送人員は、通勤・通学の定期利用者が71万9,000人、定期外利用者が17万8,000人、合計89万7,000人となり、平成26年度との比較は合計で1万7,000人、1.9%の増加との報告を名古屋鉄道株式会社よりいただいております。

しかし、輸送人員の推移は低迷しており、依然として厳しい状況にあります。通勤や通学での利用を初め、高齢社会が進む中で交通弱者の足の確保等、いつまでも住み続けられるための重要な社会インフラの一つとして、また沿線観光資源への主要な来訪手段として、公共交通の主軸である名鉄広見線の維持をしていくための名鉄広見線活性化計画を今後も推進してまいります。平成29年度は、現計画3年間の中間年となります。次期に向けて必要な調査・検証を行ってまいります。

一般廃棄物処理基本計画につきまして、現在、策定を進めております。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本町のごみ、生活排水など廃棄物の適正な処理を規定するもので、平成19年度からの現行計画を更新する2次改訂版であり、平成29年度から10年間の長期的な計画を示すものとなります。

計画では、環境モデル都市として低炭素社会、循環型社会を実現するため、「ごみにしない暮らしを誇りにするまち」を将来像としております。発生抑制、資源化、適正処理の3つの基本方針を軸とした重点施策を展開していくもので、大量消費・大量廃棄型の社会から、持続可能な循環型社会へ転換するメッセージ「シンプルライフみたけ」を目指す姿として掲げており

ます。

また、生活排水においては、下水道も普及し、可児川等の水質も改善はされましたが、まだ清流と呼ばれるにはほど遠く、引き続き水質の負荷軽減や環境教育を進める必要があります。

「ふれあいたくなる川を共に育む環境のまちみたけ」の基本理念を踏襲し、自然の恵みである水を次世代に引き継ぐため、これからの家庭雑排水、し尿などの適正処理に向けた生活排水対策の指針とするものであります。今までも、ごみ処理、生活排水など諸課題に対し、さまざまな施策を展開してきましたが、社会情勢の変化、生活環境の動向を視野に入れながら、さらにこれを推し進めてまいります。

高齢化対策につきましては、高齢者の社会活動や地域貢献活動への参加をふやしていくことを考えております。

介護保険制度の改正を受け、この4月から新しく介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。現在、介護や生活支援を必要とする高齢者や、独居での生活者や高齢者のみの世帯がふえている中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動がこれまで以上に必要になると見込まれております。このため、従来のホームヘルプやデイサービスだけではなくて、住民が担い手となる取り組みを含めた高齢者の多様な支援体制を地域の中につくっていくことが求められることになるため、高齢者の生活を支えるための地域づくりをこの総合事業により始めていきたいと考えております。

幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、地域住民の皆様による高齢者の介護予防活動や、生活支援の自主的な取り組みを応援していくものであります。自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人一人ができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが介護予防につながると考えております。

地域の誰もが参加できる身近な場所での体操教室やサロンなど、住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや運営について幅広く応援していくこともその一つです。

上之郷公民館で開催されているぬくもりの家によるサロンが、4月にオープンする防災コミュニティセンターに移動し、毎週水曜日・土曜日に開催されることとなります。現在各地域で開催されているサロンを初め、今後サロンの新設を考えている方々を応援していきたいと考えております。

また、生活支援の自主的な取り組みを応援していくため、4月から高齢者ボランティアポイント事業「げんきボランティア 65」を始めます。65歳以上の高齢者を対象とし、生活支援などの自主的な取り組みであるボランティア活動の実績に基づきポイントを付与し、ポイント数に応じて換金できるものであります。初めは団体による活動を対象として実施してまいります。今後この事業を広げていくために、ごみ出しや送迎など、個人での活動を対象としていき

たいとも考えております。

平成 29 年度は、本町の介護保険制度の転換点になると考えており、介護予防・日常生活支援総合事業に対応する予算 3,568 万 3,000 円を介護保険特別会計当初予算に計上しております。

子育ての応援につきましては、全ての子供の良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした御嵩町子ども・子育て支援事業計画に沿って、「地域のみんなで見守り育む子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」をテーマに取り組みを進めております。

この一環としまして、妊娠・出産時から子育てまで、保健、医療福祉、教育など子育て支援に関する情報を一冊にまとめた冊子を、平成 29 年度にふるさとみだけ応援寄附金を活用して作成いたします。現行の平成 23 年 3 月版の子育て応援ハンドブックを全面改訂し、最新の制度を盛り込み、内容を充実するなど、利用者の方々にとってわかりやすく、役立つものにしたと考えております。

平成 29 年度から新たに滞在型農業体験施設整備事業に着手いたします。上之郷北部地域の豊かな自然と美しい農村風景を生かしながら、この地域住民と都市部の住民が農業体験と地域行事を通して交流することにより、本町での就農や移住・定住につなげようとするものです。

これは、地域住民が主体となって本町の自然、文化、食を広く発信し、都市部の住民との交流、協働により農の維持・再生につなげるようとする取り組みであり、平成 28 年度には地方創生加速化交付金事業を活用し、地域住民の方々と、この地域が受け継いできた自然や風景、文化に目を向け、高齢化と人口減少への対応について話し合いを進めてまいりました。

この結果、この地域の住民が都市部の就農意欲のある若者を温かく受け入れ、継続的にかかわることにあわせて、その拠点づくりが必要との合意に至ったもので、古民家を活用した滞在型の農業体験施設の整備に向け準備を進めてまいりました。平成 29 年度は、古民家とその土地を購入し、修繕・改築を進めるための調査測量設計の委託を行い、平成 30 年度に整備工事を実施する予定としております。この施設の活用により、上之郷北部地域の豊かな自然に育まれた農村ならではの魅力を発信しつつ、地域の活性化の第一歩として進めてまいりたいと考えておりますので、住民の皆様はもとより、議会の皆様にも御支援を賜りますようお願いいたします。

平成 27 年 4 月 1 日より施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、平成 29 年 4 月 1 日より、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制を構築するため、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者として、新教育長を置きます。これにより、御嵩町教育委員会の組織が新法による組織へと完全移行することになります。

みんなで学び合う姿、たすけ合い思いやる姿、けんこうでみがき合う姿の 3 点を「めざす

姿」として位置づけている 21 世紀御嵩町教育・夢プランに基づいて、学校教育、家庭教育、社会教育の諸施策を推進して、本町の皆様が笑顔いっぱいになるよう努めてまいります。

学校教育につきましては、本町の次世代を担う子供たちが知・徳・体の調和のとれた人格を形成するためには、基礎学力の向上を図るとともに、社会で自立するための生きる力を育む教育を行っていくことが重要であると考え、各施策に取り組んでおります。

英語・外国語教育につきましては、平成 28 年度からスタートしました外国語教育推進事業のさらなる充実を図ってまいります。特に、東濃高等学校に在籍する英語が堪能な外国籍生徒と小・中学校の児童・生徒の交流活動を行い、英語に親しみ、積極的にコミュニケーションを図る児童・生徒の育成に努めてまいります。

人権教育につきましては、「ひびきあいの日」や「御嵩町笑顔づくり子どもサミット」を中心とした取り組みの充実、家庭・地域との連携を通じて、自分を大切にするとともに、他の人の大切さを認めることができる思いやりの心を育ててまいります。

健康教育につきましては、歯・口の健康や食生活などの生活習慣の確立に向けた指導を徹底して、生涯にわたって心身ともに健康で明るい生活を送ることができる力を育ててまいります。

学校施設の整備につきましては、トイレ改修工事、屋上防水工事、遊具修繕などの環境整備、維持補修に順次取り組んでまいります。また、小学校パソコン教室にタブレット端末の導入を行い、よりよい学習環境を整えてまいります。

学校教育に関しましては、子供の成長過程において学校が果たすべき役割は極めて大きなものがあることから、教育委員会と連携を図り、学校教育の充実に努めながら、子供が健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

国指定重要文化財である願興寺本堂の修理事業等についての経過と今後の予定を報告させていただきます。

平成 28 年度は、公の議論の場となる願興寺本堂修理等検討委員会の協議のほか、行政懇談会での説明、文化庁調査官の現地調査、文化庁への事業計画書の提出、事業主体である願興寺に協力する民の組織の願興寺本堂修理保存会への情報提供、東京都庁、名古屋駅前での都市圏プロモーションにおける修理事業の啓発などを実施してまいりました。

平成 29 年度は、11 月ごろに国庫補助金の交付決定後、速やかに事業者との契約、事業着手となり、本堂解体修理に向けた準備工が始まる予定です。この修理事業を応援するため、願興寺の所有する国指定重要文化財の仏像を中山道みたけ館で公開する十二神将展を開催します。また、岐阜県無形民俗文化財に指定されている御嵩薬師祭礼を保存・伝承していくため、記録 DVD の制作に着手します。先人が守り伝えてきた文化財の保護・保存と継承に努めてまいります。

最後に、平成 28 年度一般会計補正予算関連について若干御説明させていただきます。

今回の補正は、年度末を迎え、事業費の確定もしくは確定見込み、決算見込みによる歳入歳出予算の増減が主なものとなっております。

まず歳入についてですが、決算見込みにより町税全体で 4,250 万円を減額、事業費の確定により、亜炭鉱跡防災モデル事業負担金を 1,681 万 9,000 円、国庫補助金 3,934 万 6,000 円をそれぞれ減額しております。

県補助金のうち総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金の増額により 1,830 万 7,000 円の増額ですが、民生費県補助金は 861 万 9,000 円の減額となっております。

雑入においては、実績により、高額医療費過年度分の戻入金 168 万 5,000 円の増額と、予防接種に係る災害補償保険金 2,170 万 6,000 円を計上しておりますが、災害補償保険金については同額を歳出でも計上しております。

また、事業費の見込みにより、町債を 3,740 万円減額しております。

歳出におきましても、事業費の見込み精査により、民生費で 2,979 万 5,000 円、土木費で 5,244 万 6,000 円、災害復旧費で 3,443 万円を減額するなど、総務費以外の科目において減額し、9,303 万 1,000 円を庁舎整備基金へ積み立てする予算としております。

補正予算の総額としましては、歳入歳出ともに 1 億 425 万 2,000 円の減額となっております。

以上、平成 29 年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御説明申し上げます。

平成 29 年度は、例年にも増して多忙になると考えられます。一つ一つの課題を丁寧かつスピード感を持って全力で実行する所存であります。みたく創生の実現、誰もが輝き、安全・安心なまちづくりに皆様のお力添えをお願いいたしまして、私の施政方針とさせていただきます。

今回提案いたしますのは、人事案件 1 件、平成 29 年度の一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算 6 件、平成 28 年度の一般会計及び特別会計、企業会計に関する補正予算 6 件、条例関係 9 件、その他の議決案件 4 件、報告 4 件、都合 30 件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

大変長時間にわたりお聞き願いまして、ありがとうございました。だんだん口の回りも悪くなってきておりますので、お聞き苦しい点もあったかと思いますが、ぜひ私自身の意を酌んでいただきまして、今後 1 年間また皆さんと議論しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、3 月 3 日の午後 5 時までに通告書により事務局まで提出していただきますようお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

例月現金出納検査の結果について、平成28年11月分から平成29年1月分までの報告があります。以上の1件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会へ報告をさせていただくものでございます。

専決処分書のとおり、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、平成29年1月26日付で専決処分をいたしました。

事故の発生日時は平成29年1月5日木曜日午後零時40分ごろ、発生場所は御嵩町役場北側駐車場です。

賠償の相手方は、御嵩町大久後7960番地1、小木曾陽一郎さんです。

事故の概要としましては、本庁舎北側に設置してある物干し台に宿直用の布団を干していたところ、突風により台ごと倒れ、その際、物干しざおの先端が駐車中の相手方車両のグリル及びバンパー部分を損傷させたというものでございます。

損害賠償額は4万5,209円で、この賠償額につきましては町加入の全国町村会総合賠償保険により給付されることとなっております。

なお、この事故後、物干し台を倒れにくくすること、作業をいただいているシルバー人

材センターの方には重い布団などはバランスよく干していただくこと等をお願いし、同様の事故が発生しないよう対応させていただいておるところでございます。

続きまして2ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告について御説明をさせていただきます。

平成27年御嵩町議会第4回定例会において議決をいただきました工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年2月13日付で専決処分いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

契約の目的は、御嵩町防災コミュニティ複合施設建設工事。

契約の金額を、既決額4億176万円に282万9,600円を増額し、4億458万9,600円に変更したものでございます。

変更の理由としましては、飲料水兼用貯水槽周りの土どめの擁壁工の追加、想定以上の地下水対策のための排水ポンプの設置、また施設入居団体や道路管理者との調整による設備等の追加など、当初設計では予期できなかった追加工事が主な要因となっております。

契約の相手方は、青協建設株式会社可茂営業所 所長 服部弘二でございます。

資料つづり67ページには変更契約書の写しを、同じく資料つづりの68ページには変更内容の概要について添付をさせていただいております。

この変更契約時に8日間の工期延長もさせていただいたところですが、その後の天候の影響によりまして、さらに3月7日まで工期の変更をさせていただいていることを申し添えさせていただきます。

以上で報告第1号、報告第2号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

報告第3号 専決処分の報告について、報告第4号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり3ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第1号、専決処分書。平成26年御嵩町議会第3回定例会で議決され、平成28年第2回定例会で議決を経て一部変更した工事請負契約の一部変更について、平成29年1月26日専決

処分をいたしました。

契約の目的は、平成 26 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第 2 期防災工事です。

契約の金額、27 億 3,325 万 8,600 円を 27 億 3,415 万 680 円に変更するものです。

変更理由は、充填量、削孔ボーリング数量等の変更による増額です。

契約の相手方は、飛島・大日本土木・御嵩重機特定建設工事共同企業体です。

それでは、次に資料つづり 69 ページ、70 ページをお願いいたします。

工事請負変更契約の写しとなります。

次に 71 ページをお願いいたします。

工事の実施箇所を示した位置図となります。左下に、工事の変更概要を記載しています。端部充填量、中詰充填量を合わせた全体充填量は減っていますが、削孔工、確認工の箇所数がふえており、工事費は増額となっております。

引き続き、諸般の報告つづり 4 ページをお願いいたします。

報告第 4 号 専決処分の報告についてです。

防災モデル事業第 3 期防災工事においても、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告をいたします。

専決第 2 号、専決処分書。平成 27 年御嵩町議会第 1 回定例会で議決され、平成 28 年第 3 回定例会で議決を経て一部変更した工事請負契約の一部変更について、平成 29 年 1 月 26 日専決処分をいたしました。

契約の目的は、平成 26 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第 3 期防災工事です。

契約の金額、8 億 5,995 万 2,160 円を 8 億 6,139 万 8,280 円に変更するものです。

変更理由は、充填量、削孔ボーリング延長等の変更による増額です。

契約の相手方は、飛島・國本起業特定建設工事共同企業体です。

それでは、次に資料つづり 72 ページ、73 ページをお願いいたします。

工事請負変更契約の写しとなります。

次に 74 ページをお願いいたします。

工事の実施箇所を示した位置図となります。左上に、工事の変更概要を記載しています。端部充填量、中詰充填量を合わせた全体充填量は減っていますが、確認工の延長と塗装工の面積がふえており、工事費は増額となりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第2号から議案第27号までの26件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件26件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

この議題は地方自治法第117条の規定による除斥の対象とはなりません。教育長 高木俊朗君の一身上の案件で、本人より退席の申し出がありましたので、これより高木俊朗君は退席いたします。

〔教育長 高木俊朗君 退場〕

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについての理由を述べさせていただきます。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成29年3月2日提出であります。

高木俊朗君を留任という形で、いま一度、教育長に御指名をさせていただいたこととあります。年齢もまだまだ若いですし、非常にバイタリティーのある方とありますので、ぜひ皆様には御理解いただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

説明が終わりましたので、教育長 高木俊朗君は議場に着席してください。

〔教育長 高木俊朗君 入場・着席〕

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時15分といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時15分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

当初予算について行います。

議案第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の概要につきましては、町長の施政方針で主要施策は既に各常任委員会協議会で担当課が説明をしており、今定例会におきましても常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,000万円と定める規定をしております。各款項ごとの予算額につきましては、2ページから7ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条の継続費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第5条では、一時借入金の最高額を8億円とすること。

第6条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定をしております。

それでは8ページをお願いいたします。

第2表 継続費について御説明申し上げます。

本町の予算において継続費の計上は余り例のないことですが、平成29年度におきましては、亜炭鉱跡防災対策事業について継続費として全体の事業費及び事業年度ごとの予算額を計上しております。事業名としましては亜炭鉱跡防災対策事業、事業費総額は75億4,359万8,000円、平成32年度までの年割り額を、29年度は3億2,364万円、30年度は25億3,294万8,000円、31年度は28億7,875万2,000円、32年度は18億825万8,000円としております。

9ページへ行きまして、第3表 債務負担行為です。設定件数は2件、事項ごとに事業期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。

中山道保存活用計画策定業務は、町内を通過する中山道が国の指定史跡となったことに伴い、歴史の道「中山道」の保存・整備・活用に関する計画を策定するもので、平成30年度の限度額を190万円としております。

次の御嵩薬師祭礼伝承DVD作成業務は、1,000年を超える歴史を有するとされる御嵩薬師祭礼を記録し、後世に伝承していくため、平成29年度、30年度の2カ年をかけ、祭礼の記録

DVDを作成するもので、200万円の限度額を設定しております。

次に10ページをお願いいたします。

第4表 地方債です。全部で11件、合わせて4億4,160万円の地方債を予定しております。非常用発電機設置事業は、非常時、長時間停電における庁舎の電源を確保するための工事費に充てるために、限度額を1,810万円。

低公害車導入事業は、公用車の更新に当たり、低公害車、今回はハイブリッド車を予定しておりますが、その購入費用に充てるための起債限度額を260万円。

滞在型農業体験施設整備事業は、空き家となった古民家を改修し、宿泊しながら就農体験ができる施設を整備するため、事業に必要な用地測量や土地建物の購入費、改修設計委託料等に充てるために1,390万円。

可児川防災等ため池組合負担金負担事業は、柿下ため池の改修工事に伴う負担金に充てるため660万円。

生活環境保全林施設等整備事業は、みたけの森の管理棟等の整備及びトイレ改修工事に充てるため2,390万円。

観光施設等整備事業は、謡坂地内諸之木峠の展望台とトイレの整備設計に充てるため120万円。

地方道路等整備事業は、グリーンテクノみたけを南北に走る町道御嵩151号線、町道三反田切木線、小原から前沢へ通じる上之郷142号線の舗装、補修、設計、整備工事などに充てるもので3,270万円。

橋梁整備事業は、美佐野地内高橋の補修設計と送木橋の補修工事に充てるため580万円。

河川改修事業は、井尻川改修事業に充てるため3,420万円。

通学バス購入事業は、28年度の購入を延期しました中型のスクールバス1台を更新するために1,260万円。

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため特例として発行される起債で、2億9,000万円の限度額を計上しています。

起債の方法、利率、償還の方法は、ごらんとおりでございます。

14ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、後ほど附属書類で説明いたしますので、先に予算書110ページをお願いいたします。

給与費明細書であります。

特別職は、法改正により教育長が一般職から特別職に位置づけられたことなどにより、前年度と比較しまして、合計欄の一番下、901万7,000円の増額。

一般職は、次の111ページに掲載しておりますが、教育長の特別職への移行と、括弧書きで

表記している再任用職員数の減などにより、前年度当初予算と比較しまして1,952万8,000円の減額となっております。

以下、職員手当の内訳、次のページは給与の増減額の明細、給料等の状況、給料等等級別職員の構成、昇給や手当の内訳など、115ページまで人件費の明細を掲載しております。後ほどのお目通しをお願いいたします。

116ページをお願いいたします。

継続費に関する調書となります。第2表で御説明した継続費について、財源内訳や各年度の支出額、支出見込み額をお示しする調書となります。次年度以降は、予算支出状況や事業費の予定額など、この調書で事業の進捗状況が明確になってまいります。年割り額で各年度の予算予定額をお示ししておりますが、事業量の増減による全体事業費の変更、事業の進捗等により年割り額の変更を行う場合は、その都度、補正予算として予算計上してまいります。

117ページは、債務負担行為に関する調書です。8件の債務負担行為について、平成29年度以降の支出予定額をお示ししております。

118ページをお願いいたします。

平成27年度決算値をベースに、12月補正と決算見込み額を反映させた平成28年度末の残高見込み、平成29年度当初予算を反映した29年度末における地方債残高の見込みをあらわした調書になります。

右下にありますように、平成29年度末地方債残高見込みは53億548万8,000円で、平成28年度末対比で1,571万7,000円の減額となっております。これは起債の抑制により、借入額より償還額が上回ったことによるものでございます。

次に、平成29年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成29年度会計別予算総括表であります。そのうち、一般会計の予算総額は67億2,000万円、前年度と比較すると17億8,900万円の減、率にして21%の減となっております。また、表の一番下、全ての会計を合わせました総計をごらんいただきますと、予算の総額は126億7,720万円、前年度と比較しまして18億5,640万円の減、率にして12.8%の減となっております。全体的には、一般会計の減額が全体を引き下げているというところでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し、増減額の大きなものを中心に御説明をいたします。

款01町税は、28年度の実績見込みにより、前年度より3,120万3,000円減額の23億6,122万5,000円。

款 06 地方消費税交付金は、近年の交付実績見込みにより、2,800 万円増額の 3 億 100 万円。

款 10 地方交付税は、地方財政計画に基づき、国の交付税総額が 2.2%削減されたことに伴い、2,500 万円減額の 12 億 5,400 万円。

款 12 分担金及び負担金は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の終了に伴い、16 億 4,491 万 3,000 円の大幅な減額により 4,781 万 9,000 円。

款 14 国庫支出金は、新たに地方創生推進交付金やみたけの森施設整備補助金を見込みますものの、臨時福祉給付事業費補助金の皆減によりまして 7,514 万 2,000 円の減額。

款 15 県支出金は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金、いわゆるグリーンニューディール基金事業の完了、それから 2 つの選挙費委託金の皆減により 4,875 万 2,000 円の減額。

款 17 寄附金は、ふるさとみたけ応援寄附金の増収見込みにより 3,354 万円増の 3,510 万円。

款 20 諸収入は、亜炭鉱跡防災対策事業助成金を諸収入で受け入れることとしたことや、願興寺十二神将展開催に伴う芸術文化振興基金からの助成などにより、3 億 3,711 万円増の 3 億 8,905 万 4,000 円。

款 21 町債は、防災コミュニティ複合施設整備事業の終了により、3 億 8,110 万円減の 4 億 4,160 万円を見込んでおります。

次の 3 ページが歳出比較表になります。

款 02 総務費は、国・県の選挙や徴税関連の委託業務の終了による事業費の減額を計上する一方、ふるさとみたけ応援寄附金の増収見込みに伴う返品経費の増、庁舎整備に係る基本構想・基本計画の委託料、また、ふるさとみたけ応援寄附金について歳入と同額を基金へ積み立てる積立金の増等によりまして、1,107 万 5,000 円増の 10 億 4,210 万 7,000 円。

款 03 民生費は、障がい者福祉計画の策定や自立支援給付助成事業などの事業費を増額計上するものの、臨時福祉給付費の皆減により、全体では 2,933 万 1,000 円減の 21 億 4,356 万 7,000 円。

款 04 衛生費は、可茂衛生施設利用組合への負担金の減、一般廃棄物処理基本計画、環境基本計画の策定完了に伴い、3,276 万 6,000 円減。

1 つ飛びまして、款 06 農林水産業費は、林道改良事業やみたけの森のトイレ改修、湿原の木道整備などにより、4,811 万 2,000 円増の 2 億 1,630 万 7,000 円。

款 07 商工費は、福鬼橋や御嶽宿 W i - F i 整備事業の完了により、1,097 万 7,000 円減の 3,519 万 1,000 円。

款 08 土木費は、中排水区ほか雨水幹線整備に伴う実施設計や、橋梁補修工事費の減額等によりまして、3,899 万 8,000 円減の 8 億 3,317 万 6,000 円。

款 09 消防費は、29 年度より亜炭鉱跡防災対策事業については消防費で歳出予算を計上したことによる増額と、防災コミュニティ複合施設整備事業の完了による減額を相殺し、全体では 1 億 191 万 8,000 円減の 6 億 6,215 万 4,000 円。

款 11 災害復旧費は、亜炭鉱跡防災モデル事業の終了により、16 億 3,562 万 9,000 円減の 1,980 万 5,000 円。

款 12 公債費は、元利償還金の増により 4 億 8,756 万 1,000 円。

款 13 諸支出金は、水道未普及地域解消事業費等の終了に伴う水道会計への出資金の皆減により、大きく減少しております。

4 ページをお願いいたします。このページは、一般会計、特別会計、企業会計の歳出予算の科目別・性質別の内訳表であります。

次の 5 ページは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表であります。

おめくりいただきまして 6 ページから 9 ページまでは、一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬、賃金の内容が載せてございます。

10 ページは、過去 10 年間の当初予算の規模の推移表であります。

11 ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表です。表の下から 4 段目、平成 29 年度の実質公債費比率は 7.6%を見込んでおり、元利償還金の増加により、前年度より 0.4 ポイント上がる見込みでございます。

次に、オレンジ色の表紙の資料は、事業別予算明細書であります。一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳、主な内容等を掲載しております。

黄色の表紙のものは、主要施策の概要であり、各課係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、3 件の附属書類に関し大まかに説明をさせていただきましたが、いずれの書類につきましても予算書の内容を補完する資料であります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 3 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 5 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 6 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上 3 件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、議案第 4 号、第 5 号、第 6 号について御説明いたします。

初めに、議案第4号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

それでは、予算書の119ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,300万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、120ページから123ページまでの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたしますので、125ページをお願いいたします。

歳入ですが、初めに款01国民健康保険税につきましては、合計で4億8,920万4,000円、被保険者数の減により前年度に比べて814万7,000円、1.6%の減となっております。

款03国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせて4億2,443万2,000円、このうち3億4,550万5,000円は、定率32%の国庫負担金である療養給付費等負担金です。財政調整交付金などと合わせて対前年度比484万9,000円の増であります。

款04療養給付費交付金は、退職医療に対するもので、平成26年度に制度が終了することになったため、27年度以降は退職被保険者数の減などにより、前年度と比べ2,196万8,000円減の8,160万1,000円を計上いたしました。

款05前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方の医療に対する負担調整のための支払基金からの交付金で、前期高齢者数の増加のため、前年度と比べ4,913万7,000円増の7億2,814万4,000円を計上しています。

款06県支出金につきましては、財政調整交付金や高額医療共同事業負担金などで1億950万3,000円です。

款07共同事業交付金は、岐阜県下の市町村国保間の財政安定運営のための保険制度で、高額医療費及び保険財政共同安定化事業、合わせて5億3,763万1,000円を見込んでいます。

款09繰入金につきましては、歳入不足の補填による国民健康保険基金繰入金の増などにより1億6,366万2,000円となり、前年度より3,295万3,000円の増となっております。

款10繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして、前年度と比べ4,349万2,000円減の498万7,000円を計上しています。

続きまして、歳出について説明いたしますので、次の126ページをお願いいたします。

款02保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費などで、過去の実績と今後の動向を見込み、合計で15億7,494万5,000円、前年度と比べて1,698万2,000円の増となりました。この科目だけで歳出予算全体の61.9%を占めております。

款 03 後期高齢者支援金は、高齢者医療費の 40%を国保や他の被保険者保険が負担するもので、2億 8,689 万 1,000 円となっています。

款 06 介護納付金は、介護保険制度の財源を賄う 40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者からの納付金です。1 億 266 万 4,000 円と、前年度より 155 万 5,000 円の増額となっています。

款 07 共同事業拠出金は、前年度より 3,487 万 1,000 円の増額で、5 億 3,767 万 3,000 円となっております。これは、給付費増に対応するための基準拠出額の増によるものです。

款 08 保健事業費につきましては、健康診断料助成や特定健診等の事業費などとして 1,778 万円を計上いたしました。

歳入歳出とも、前年度当初予算に比べ 5,300 万円、2.1%の増となります。

なお、予算書の 127 ページから 140 ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、黄色の表紙の主要な施策の概要つづり 34 ページ、35 ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

引き続き、議案第 5 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 143 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 600 万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、144 ページ、145 ページの第 1 表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、147 ページをお願いいたします。

歳入ですが、初めに款 01 保険料は 1 億 4,045 万 2,000 円で、全体の 68.2%を占め、前年度より 790 万 5,000 円の増額となっております。これは 75 歳以上の被保険者数の増によるものです。

款 03 後期高齢者医療広域連合支出金は、すこやか健診などの保健事業に対する広域連合からの委託金として 541 万 2,000 円を見込んでおります。

款 04 繰入金は 5,450 万円で、前年度より 242 万円の減額です。事務費や保健事業費、さらに広域連合への負担金に係る町負担分など一般会計からの繰入金です。

款 06 繰越金は、前年度の決算を見込みまして 557 万 7,000 円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、148 ページをお願いいたします。

款 01 総務費は、一般管理費と徴収費で、合計で 248 万 3,000 円です。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては 1 億 9,192 万 5,000 円で、全体予算の

93.2%を占めており、対前年度比 560 万 6,000 円の増となります。これは広域連合への保険料や事務費などの負担金で、保険料が増収となる分、増額となっております。

款 03 保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、さわやか口腔健診に加えて、モデル事業として実施する歯科訪問健診に係る事業費等で、事業費全体で 595 万 6,000 円、前年度より 121 万 6,000 円の減額となります。

款 04 の諸支出金 50 万 1,000 円は、過年度保険料などの還付金を予定しています。

歳入歳出とも、前年度当初予算に比べ 900 万円の増、4.6%の伸びとなっております。

なお、予算書の 149 ページから 153 ページまでが明細となっております。

附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 36 ページに関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 6 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 155 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 1,700 万円と定め、第 2 項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 620 万円と定める規定をしています。各事業勘定の各款項ごとの予算額につきましては、157 ページから 161 ページまでの第 1 表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたしますので、163 ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

款 01 保険料は、特別徴収分、普通徴収分を合わせて 3 億 4,446 万 9,000 円を見込んでおり、予算全体の 21.3%を占めています。前年度より 1,326 万円の増額でございます。

款 03 国庫支出金は、介護給付費の居宅分 20%、施設分 15%の国庫負担金と、調整交付金、地域支援事業に係る補助金とを合わせ 3 億 6,869 万 1,000 円、前年度比 2,810 万 1,000 円の増額となっております。

款 04 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料として、給付費の 28%となっておりますが、4 億 3,222 万 2,000 円で、前年度比 3,017 万 9,000 円の増額となっております。

款 05 県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分 12.5%、施設分が 17.5%などで、補助金と合わせて 2 億 2,895 万 8,000 円、前年度より 1,443 万 4,000 円の増額となります。

款 06 繰入金は、一般会計からの介護給付費 12.5%の繰入金や事務費繰入金などで、2 億

3,430万2,000円で、前年度より1,522万7,000円の増額です。ただいま説明いたしました国庫支出金から繰入金までは、この後説明いたします保険給付費の増加に対応するための増額となっております。

款08繰越金につきましては238万4,000円を見込みました。

款09諸収入は、公益財団法人地域社会振興財団からの交付金により事業を行うため、前年度より505万4,000円増額の592万1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたしますので、164ページをお願いいたします。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費などで、合計で2,764万2,000円、前年度比455万6,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービス費や各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で15億1,387万円です。前年度と比べ6.2%の増、8,789万8,000円の増額を見込みました。この科目だけで歳出予算全体の93.6%を占めております。

款03基金積立金は、介護給付費準備基金への積み立てを行わないため、前年度より1,000万2,000円減額の3,000円を計上しております。

款05地域支援事業費は、要支援者の訪問・通所の居宅サービス費などの介護予防・日常生活支援総合事業の経費、高齢者筋トレや高齢者ボランティアポイントなどの一般介護予防事業の経費と、配食サービスや寝たきり高齢者の介護者手当などの包括的支援・任意事業の経費として7,304万4,000円を計上しています。この4月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業のため、前年度比2,498万8,000円の増額となります。

保険事業勘定の歳入歳出とも、前年度当初予算に比べ1億700万円の増、7.1%の伸びとなっております。

予算書の165ページから176ページまでは、保険事業勘定の明細となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたしますので、183ページをお願いいたします。

ここからは、要支援1・2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定です。

初めに、歳入の款01サービス収入ですが、要支援認定者のサービスプランの作成による介護報酬のサービス収入として、前年度より49万4,000円増額の603万6,000円を計上しております。

184ページをお願いいたします。

歳出の款01事業費365万1,000円は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業

費です。前年度より 17 万 7,000 円の減です。

款 02 諸支出費 252 万 5,000 円は、保険事業勘定への繰出金となっております。

介護サービス事業勘定の歳入歳出とも、前年度当初予算に比べ 60 万円の増、10.7%の伸びとなっております。

次の 185 ページ、186 ページが明細書となっております。

なお、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 37 ページから 41 ページが介護保険特別会計の会計分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 4 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計、議案第 5 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計、議案第 6 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計、3 件の当初予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 7 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第 8 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算について、以上 2 件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第 7 号、議案第 8 号について御説明申し上げます。2 件とも主な項目を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、議案第 7 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 187 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5,600 万円とする旨規定しております。

第 2 条 地方債は、第 2 表で説明させていただきます。

第 3 条では、一時借入金の最高額を 2 億円とすることを、第 4 条は、歳出予算の流用に関する規定を定めております。

2 枚おめくりいただきまして 191 ページ、第 2 表 地方債をお願いいたします。

起債の目的別には、公営企業会計適用事業として 1,270 万円、下水道管路整備や長寿命化対策事業など公共下水道建設事業分として 8,470 万円、合わせて 9,740 万円の起債限度額を設定しております。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして 193 ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 01 分担金及び負担金 614 万 7,000 円は、28 年度に整備した区域や農地の宅地化等に伴う

受益者負担金及び水道事業会計からの人件費負担金です。整備区域面積の減等によりまして、前年度比 158 万 7,000 円の減額となっております。

款 02 使用料及び手数料は、主に下水道使用料で、接続世帯人数の減少見込みにより、前年度比 500 万円減の 1 億 8,555 万円を計上しております。

款 03 国庫支出金 6,835 万円は、下水道整備事業に対する国からの補助金でございます。補助対象事業量の増によりまして、前年度より 1,765 万円の増額としております。

2 つ飛びまして、款 06 繰入金は、一般会計繰入金で 4 億 7,713 万 6,000 円、基金繰入金の減によりまして前年度より 1,011 万円の減額となっております。

1 つ飛びまして、款 08 諸収入は、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金の過年度調整金が前年度同様還付となることから、1,185 万 6,000 円で増減はございません。

款 09 町債は、第 2 表で説明しましたとおり 9,740 万円で、前年度比 4,970 万円の減額としております。

以上、歳入合計といたしまして 8 億 5,600 万円、対前年度比 5,600 万円の減額としております。

194 ページをお願いいたします。

歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 01 下水道事業費の 3 億 6,798 万 6,000 円の内訳としましては、まず下水道管理費としまして、流域下水道への接続負担金や、ポンプ施設の監視管理委託料などで 1 億 6,390 万 6,000 円計上しております。流域への維持管理負担金が、不明水対策事業等によりまして有収率向上により 548 万円ほど減となるなどで、1,475 万 4,000 円の減額を見込んでおります。

また、下水道施設費では、公共下水道工事費や流域下水道建設負担金などで 2 億 408 万円を計上しております。設計委託料の減などで 4,451 万 5,000 円減額となっており、合わせて 5,926 万 9,000 円の減額となっております。

1 つ飛びまして、款 03 公債費の 4 億 8,460 万 3,000 円は、下水道事業の元金が前年度より 1,326 万 9,000 円の増、利子が 959 万 7,000 円の減、相殺して 367 万 2,000 円の増額となっております。起債残高につきましては、207 ページの調書のとおり、平成 28 年度末で 55 億 2,725 万 8,000 円、29 年度末で 52 億 5,567 万 3,000 円の減少となっており、徐々に減少していく見込みとなっております。

194 ページへ戻りまして、款 04 予備費でございますが、341 万円を計上させていただき、歳出合計を歳入同様 8 億 5,600 万円、対前年度比 5,600 万円の減額としております。

予算書 195 ページからは、ただいま御説明いたしました歳入歳出の明細となっております。

また、附属書類としましては、主要施策の概要つづり 42 ページに事業の概要を掲載してお

りますので、後ほどあわせてお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第7号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の209ページをお願いいたします。

第1条は、当会計予算を定める総則です。

第2条で、29年度事業の予定量を規定しております。

給水件数は6,460件、年間総給水量を200万立方メートル、1日平均給水量は5,479立方メートルを見込んでおります。

主な建設改良事業としまして、送配水管及び施設改良事業、水道施設等耐震化事業を進めてまいります。水道管及び施設改良事業としましては、国道・県道改良工事、次月高所加圧ポンプ場新設工事などでございます。水道施設等耐震化事業につきましては、重要給水施設としまして、長谷送水ポンプ場から送木南を經由しまして上之郷中学校までの配水管を耐震化するものでございます。平成29年度は詳細設計業務を行い、平成30年度から平成34年度までの5年間で交付金を活用して耐震化事業を行うものでございます。

210ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入の第1款水道事業収益としまして5億9,800万円を計上いたしました。

第1項の営業収益で4億6,890万3,000円を見込んでおります。水道使用料のほか、受託工事収益や下水道料金収納業務の負担金等が主なものです。

第2項の営業外収益の1億2,907万7,000円は、長期前受金戻入及び預金利息などが主なものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用として5億9,800万円を計上しております。

第1項の営業費用は5億7,140万7,000円で、県水受水費、施設の修繕費、施設の監視管理や料金収納事務の委託料、減価償却費などが主なものとなっております。委託料につきましては、大庭台の配水池の耐震診断も実施する予定でございます。

第2項の営業外費用の2,186万5,000円は、企業債利息の支払い、それから29年度は28年度と比べ支出の減少を見込んでいることから、1,500万円の消費税納税予算を計上しております。

第3項の特別損失は、前年同様、過年度損益修正損の100万円を計上しております。

211ページに移りまして、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。

収入の第1款資本的収入としまして、3,900万円を計上しております。

第1項の負担金3,570万円は、給水申込金、国・県改良事業や下水道関連等工事負担金を予定しております。

第2項の県支出金330万円は、重要給水施設耐震化詳細設計の県補助金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出としまして1億3,100万円を計上しております。

第1項の建設改良費1億1,160万9,000円の主な事業につきましては、国・県改良工事に1,490万円、テレメーター・機器更新工事に1,610万円、次月高所加圧ポンプ場に2,000万円、重要給水施設配水管詳細設計委託に1,489万円ほど見込んでおります。

第2項の償還金は、企業債元金の償還金でございます。

なお、第4条本文中括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する9,200万円は、当年度分損益勘定留保資金6,663万5,000円、減債積立金1,939万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額597万4,000円で補填するものでございます。

212ページをお願いいたします。

第5条で、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

213ページからは予算実施計画、216ページからは給与費明細書となっております。

221ページからは平成29年度予定貸借対照表と注記を、226ページからは平成28年度の予定貸借対照表、同じく予定損益計算書並びに注記を示しております。

233ページからは予算実施計画明細書でございます。先ほど御説明しました事業のほか、科目ごとの事業費について説明させていただいております。

239ページをお願いいたします。

平成29年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。1の業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示しておりますとおり、平成29年度の純利益は809万9,000円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり43ページに主要な事業概要を示しておりますので、後ほどあわせてお目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第8号平成29年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、補正予算について行います。

議案第9号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第9号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入支出の見込みの精査などによる増額または減額補正が主なものとなっております。既に各委員会協議会におきまして担当課から詳しく説明しておりますので、金額の大きなものを中心に説明させていただきます。

初めに、第1条で、1億425万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億3,282万1,000円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正について規定しております。

第2表の繰越明許費補正について説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず1番目の個人番号カード関連事務交付金は、国において28年度予算の繰り越しが行われるため、あわせて町も143万8,000円を繰り越します。

2番目の顔戸橋耐震補強・補修（その2）工事は、道路橋部と歩道橋部の基礎形状に相違があり、設計変更をしたことにより遅延したもので、2,488万円を繰り越しさせていただきます。

3番目の木下橋補修工事は、国の補正予算による補助内示を受け、28年度に工事を発注しましたが、伸縮装置の製作の遅延により1,074万円を繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正として、5つの事業について借入限度額を変更させていただくものでございます。

表の中ほどの消防防災施設整備事業は、専決処分の報告をさせていただいたとおり、防災コミュニティ複合施設建設工事について増額変更をさせていただきましたので、その分300万円を増額するもので、1行目の地方道路整備事業、2行目の橋梁整備事業、4行目、中学校施設整備事業、5行目、水道未普及地域解消事業は、いずれも事業費の確定に伴い、借入限度額を減額するものでございます。5事業合わせまして3,740万円の減額としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

10 ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

款 01 町税のうち、項 01 町民税、目 01 個人分及び目 02 法人分は、決算見込みにより合計で 5,100 万円の減額。

一番下段の款 12 分担金及び負担金、目 03 災害復旧費負担金は、亜炭鉱跡防災モデル事業の事業費確定により 1,681 万 9,000 円の減額でございます。

11 ページの上段、款 13 使用料及び手数料の目 05 土木使用料は、町道内へのガス管理設に伴う新規占用料収入の増などによりまして、合わせて 292 万 8,000 円を増額。

1 つ飛んで、款 14 国庫支出金、項 02 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金は、実績見込みによる増減が主なものですが、説明欄の一番下段、児童運営費負担金は、私立保育園の委託料単価の変更による増額で、合わせて 119 万 4,000 円の増額としております。

12 ページの下の表、項 02 国庫補助金の目 01 総務費国庫補助金は、国の内示による個人番号カード交付事業補助金の減額と、今年度も交付されることが決まりました社会保障・税番号システム整備費補助金を皆増し、合わせて 53 万 8,000 円の増額。

目 02 民生費国庫補助金から目 06 教育費国庫補助金までは、事業費の確定、実績見込みによる増減でございます。

13 ページの下段、款 15 県支出金、目 01 総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金の交付決定により、全体で 1,830 万 7,000 円の増額。

14 ページの中段下、目 04 農林水産業費県補助金は、補助金、交付金の額の確定によるものと、みたけの森木道改修と里山再生復活事業の清流の国ぎふ市町村提案事業補助金の補助不採択が大きな減額要因となり、合わせて 524 万 6,000 円の減額としております。

目 05 商工費県補助金から目 07 消防費県補助金まで、事業費の確定に伴う補助金の減額でございます。

15 ページの 2 段目、項 03 委託金は、参院選、県知事選の執行実績による減額。

1 つ飛びまして、款 18 繰入金、目 03 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、地域づくり施設整備助成金の皆減と、団体への活動助成金の額の確定等により 988 万 8,000 円の減額。

16 ページへ行きまして、款 20 諸収入、目 05 雑入は、予防接種に係る災害補償保険金のほか、東濃信用金庫さんからの筋トレマシーン購入に係る助成、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算等々により 4,252 万 5,000 円を増額するものでございます。

款 21 町債につきましては、第 3 表 地方債補正で御説明したとおりでございます。

17 ページ、歳出につきましても重立ったものの説明とさせていただきます。

2 段目の表、款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は、歳入でも御説明しました、節 22 補償、補填及び賠償金で、予防接種に係る災害補償金 2,170 万 6,000 円を計上したことによりまして、増減合わせて 1,353 万 7,000 円の増額。

3 行飛びまして、目 07 まちづくり推進費は、歳入でも説明しましたとおり、地域づくり施設整備助成、活動助成の減によりまして 962 万 2,000 円の減額。

目 08 環境モデル都市推進費は、環境モデル林整備事業の事業費確定や、グリーンニューディール基金事業で整備した設備の保守委託料の皆減など、合わせまして 123 万 5,000 円の減額。

目 17 庁舎整備基金費は、基金積立金を 9,303 万 1,000 円増額。

項 04 選挙費は、参議院議員選挙、岐阜県知事選挙の執行額の確定により、参院選挙費で 213 万 7,000 円、19 ページの知事選挙費で 236 万 6,000 円と、それぞれ減額をしております。

款 03 民生費、項 01 社会福祉費につきましては、目 02 の国保年金事務等取扱費から 21 ページの目 11 臨時福祉給付費まで、実績見込みや交付額の確定などによる増減でございます。

21 ページの款 03 民生費、項 02 児童福祉費、目 02 児童運営費は、人事院勧告による公定価格の単価変更を受けた御嵩保育園運営委託料の増額がございますが、職員人件費の減額が大きく、全体では 795 万 8,000 円の減額でございます。

22 ページ、款 04 衛生費、項 01 保健衛生費、目 02 予防費、目 03 母子保健費、目 04 成人保健費とも、予防接種、母子保健事業、検診等の実績見込みによりまして、それぞれ減額をしております。

23 ページの目 05 環境衛生費は、小和沢・南山処分場の水質検査手数料、それから浄化槽設置に対する補助金の減等によりまして 660 万 6,000 円の減額。

24 ページ、款 06 農林水産業費、項 01 農業費、目 03 農業振興費は、各種補助金の額の確定などにより、98 万 9,000 円の減額。

目 04 農地費につきましても、負担金の決算見込みにより 163 万 9,000 円の減額。

項 02 林業費の目 02 林業振興費は、里山再生復活事業について清流の国補助金が不採択になりましたので、委託料を皆減しております。

目 05 生活環境保全林費も、同じく清流の国ぎふ市町村提案事業補助金の不採択によりまして木道改修の事業量を減らしたこと、みたけの森まつり中止などによる補助金の減など、合わせまして 362 万 2,000 円の減額でございます。

25 ページ、款 07 商工費、目 03 観光費は、鬼岩公園内福鬼橋、御嶽宿Wi-Fi 整備工事の確定によりまして 245 万円の減額。

1 段飛びまして、款 08 土木費、項 02 道路橋梁費の目 02 道路維持費は、委託料、工事請負費、補償費とも、事業費の確定や交付金の内示による事業量の調整等によりまして 4,110 万

9,000 円の減額。

26 ページ、目 03 道路新設改良費は、伏見 106 号線の交差点協議により用地買収に着手できなかったため、不動産鑑定手数料、土地購入費、合わせて 189 万 1,000 円の皆減。

目 04 橋梁維持費の委託料につきましても、決算見込みにより設計委託、点検委託とも減額しております。

表の下、項 04 都市計画費の目 01 都市計画総務費は、木造住宅の耐震診断、都市計画基礎調査解析業務に係る委託料と、耐震補強工事の補助金について、決算見込みによる減額。また、建築物耐震診断等事業補助金として、西田自治会の集会所 2 棟に対する補助金を新たに計上しております。

27 ページ、款 09 消防費、目 04 防災費は、防災コミュニティ複合施設整備工事費で、グリーンニューディール基金事業費の減額と、建物本体の増額分を相殺しまして 600 万円の減額。

款 10 教育費、項 01 教育総務費、目 01 事務局費は、私立幼稚園奨励費補助金の実績見込みなどにより 212 万円の減額。

項 02 小学校費の目 01 学校管理費は、伏見小学校の屋根防水工事費の確定により 98 万 8,000 円を減額。

28 ページ、同じく教育費、項 03 中学校費の目 01 学校管理費は、向陽中学校の空調設備工事について、工事費の確定によりまして 1,244 万 7,000 円を減額。

同じく教育費の項 05 保健体育費、目 03 学校給食センター費は、焼き物機更新に係る入札差金として 141 万円を減額。

款 11 災害復旧費、目 02 亜炭鉱対策費は、委託料、工事請負費、それぞれ事業費の確定により、合わせて 3,443 万円を減額しております。

29 ページ、款 12 公債費につきましても、元金、利息とも決算見込みにより、合わせて 396 万 3,000 円を減額しております。

款 13 諸支出金、目 01 公営企業出資金は、水道未普及地域解消事業費の確定見込みによりまして、出資金を 1,200 万円減額するものでございます。

30 ページには特別職の給与費明細書を、31 ページには一般職の給与費明細をお示ししております。

31 ページの上段の表、一般職の総括で職員数が 1 名ふえておりますが、人事異動によりまして、特別会計から一般会計へ移ったことによるものでございます。括弧内表示の数字につきましては、当初予算の説明でも申し上げましたが、再任用職員の人数を示しております。比較欄を見ていただきますと、給料、職員手当、共済費について、育児休業者の確定等によりまして、合計で 2,067 万 9,000 円の減額としております。

また、職員手当の内訳につきましては下の表で、次の 32 ページには増減額の明細をお示ししておりますので、後ほどのお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、議案第 9 号 平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 12 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、以上 3 件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、議案第 10 号、第 11 号、第 12 号について御説明いたします。

初めに、議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

初めに、第 1 条で、歳入歳出予算の総額に 131 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 25 億 3,014 万 8,000 円とする旨を規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから 4 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

7 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金は、特定健康診査等負担金の交付決定により 125 万 8,000 円の減額。

2 段目の項 02 国庫補助金は、財政調整交付金の交付決定などにより 1,780 万 7,000 円の増額です。

3 段目の款 04 療養給付費交付金、項 01 療養給付費交付金は、変更決定により 2,823 万 2,000 円の減額。

4 段目の款 05 前期高齢者交付金、項 01 前期高齢者交付金は、変更決定により 1,204 万 9,000 円の減額です。

8 ページをごらんください。

款 06 県支出金、項 01 県補助金は、財政調整交付金等の交付決定により 949 万 3,000 円の増額です。

2 段目の項 02 県負担金は、特定健診等負担金の交付決定により 125 万 8,000 円の減額となります。

3 段目の款 07 共同事業交付金、項 01 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の交付額確定により、合わせて 1,446 万 5,000 円の増額です。

9 ページをごらんください。

款 09 繰入金、項 01 他会計繰入金は、決算の見込みなどにより 234 万 2,000 円の増額となります。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

10 ページをごらんください。

款 01 総務費、項 02 徴税費は、金額の補正はございませんが、財源の変更により掲載しております。

2 段目の款 02 保険給付費、項 01 療養諸費は、支出状況の精査により、目 01 一般被保険者療養給付費が 5,000 万円の増額、目 02 退職被保険者等療養給付費が 4,000 万円の減額、合わせて 1,000 万円の増額となります。

3 段目の項 02 高額療養費は、療養諸費と同じく支出状況の精査により、目 01 一般被保険者高額療養費が 2,500 万円、目 02 退職被保険者等高額療養費が 210 万円、それぞれ増額となります。

11 ページをごらんください。

款 02 保険給付費、項 04 出産育児諸費は 210 万円の減額。

2 段目の項 05 葬祭費は 50 万円の増額ですが、それぞれ療養諸費と同じく、支出状況の精査によるものでございます。

3 段目の款 03 後期高齢者支援金から、12 ページ 2 段目の款 06 介護納付金までは、交付決定により減額または増額するものでございます。

12 ページ 3 段目の款 07 共同事業拠出金、項 01 共同事業拠出金は、拠出金額決定により 5,692 万 4,000 円の減額です。

12 ページ 4 段目から 13 ページ 1 段目までの款 08 保健事業費、項 01 保健事業費は、実績見込みや予算の組み替えにより 469 万 8,000 円の減額です。

2 段目の款 09 基金積立金は、決算見込みにより 2,000 万円の増額です。

最後に、款 11 予備費ですが、収支見込みによる調整として 881 万 7,000 円の増額となります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

について御説明いたします。

補正予算書つづりの中の薄紫色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から77万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億83万3,000円とする旨を規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは4ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

款01 保険料、項01 後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより、目01の特別徴収分が523万2,000円の減額、目02 普通徴収分が1,015万9,000円の増額、合わせて492万7,000円の増額です。

2段目の款03 後期高齢者医療広域連合支出金、項01 委託金は、保健事業の実績により236万4,000円の減額です。

3段目の款04 繰入金、項01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定により333万8,000円の減額です。

続きまして、歳出の詳細について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款02 後期高齢者医療広域連合納付金、項01 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金の精査により411万5,000円の増額です。

2段目の款03 保健事業費、項01 健康保持増進事業費は、モデル事業で実施した訪問口腔健診の事業内容の確定や、すこやか健診の実績により236万4,000円の減額です。

最後に、款05 予備費ですが、収支見込みによる調整として252万6,000円の減額となります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの中のオレンジ色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,754万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億4,592万4,000円とする旨を規定しています。保険事業勘定の各款項ごとの補正額につきましては、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。

款 01 保険料、項 01 介護保険料は、決算見込みにより、特別徴収分、普通徴収分、合わせて 66 万 8,000 円の減額です。

2 段目の款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金は、介護給付費の増に伴い 3,979 万 5,000 円の増額です。

3 段目の項 02 国庫補助金は、交付決定により 1,364 万 4,000 円の減額です。

4 段目の款 04 支払基金交付金から 6 ページの 1 段目、款 05 県支出金につきましても、介護給付費の増に伴う交付金、負担金の増額となっております。

6 ページの 2 段目、款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金は、目 01 介護給付費繰入金が、こちらも介護給付費の増に伴い 805 万 2,000 円の増額。

目 04 その他一般会計繰入金は、事務費の精査により 4 万 3,000 円の増額。

目 05 地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の減に伴い 326 万 2,000 円の減額。

合わせて 483 万 3,000 円の増額です。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

7 ページをごらんください。

款 01 総務費、項 02 賦課徴収費は、事務費の精査により 5 万円の増額。

2 段目の項 03 認定費は、電気自動車の初回継続検査時の重量税の免除により 7,000 円の減額です。

3 段目の款 02 保険給付費、項 01 保険給付費は、最終的に 28 年度の給付費の合計を 14 億 5,975 万 9,000 円と見込んでおり、6,288 万 2,000 円の増額です。

8 ページをごらんください。

項 03 高額介護サービス費は、28 年度のサービス費の合計を 2,903 万 4,000 円と見込んで 154 万 8,000 円の増額です。

2 段目の款 03 基金積立金は、決算見込みにより、基金へ積み立てを 3,000 万円増額するものです。

3 段目の款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金は、過誤納金還付金の増により 20 万円の増額です。

4 段目から 9 ページ 1 段目の款 05 地域支援事業費、項 02 包括的支援事業等費は、人事異動及び事業費確定により 326 万 2,000 円の減額です。

款 06 予備費ですが、収支見込みによる調整として 387 万円の減額となります。

以上で、議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 12 号 平

成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 14 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、以上 2 件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第 13 号及び議案第 14 号について、2 件続けて御説明を申し上げます。

初めに、議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりの黄緑色の表紙の裏 1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、事業費の確定や今後の収入支出の事業見込みが立ったことにより補正するものでございます。

第 1 条で、予算総額を 217 万 2,000 円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 940 万 1,000 円とする旨規定しております。款項ごとの補正額につきましては、2 ページに掲載の第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

第 2 条の繰越明許費は第 2 表で、第 3 条の地方債の補正につきましては第 3 表で説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費でございます。

事業名は下水道整備事業で、6,722 万円を翌年度へ繰り越すものでございます。井尻地区で施工しております上之郷地区面整備工事の国道横断推進工及び開削によります污水管の埋設工事におきまして、国道部の占用工事申請手続に非常に時間を要し、年度内の事業完了が見込めないことから、予算繰り越しをさせていただくものでございます。

4 ページをお願いいたします。

地方債の補正であります。

起債の目的である公共下水道建設事業、流域下水道事業負担金、公営企業会計適用事業とも、事業費見込みによりまして合わせて 820 万円を減額し、限度額を 1 億 4,140 万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6 ページをお願いいたします。

歳入の款 01 分担金及び負担金の目 01 下水道事業受益者負担金は、収入見込みによりまして、現年度分 130 万円を増額し 520 万円とするものでございます。

その下の款 02 使用料及び手数料の目 01 下水道使用料は、滞納整理によりまして、滞納繰越分を 30 万 8,000 円増額するものでございます。

その下の款 03 国庫支出金の目 01 社会資本整備総合交付金は、交付金の確定によりまして 442 万円を増額するものでございます。

その下の款 09 町債、目 01 下水道事業債は、先ほど御説明申し上げましたとおり、820 万円の減額でございます。

1 枚めくっていただきまして、8 ページから歳出でございます。

款 01 下水道事業費、目 01 下水道維持管理費、節 12 役務費ですけれども、通信運搬費が、マンホールポンプ場との異常通報等が少なかったことによりまして、専用回線の使用料を 15 万円の減額。手数料ですけれども、協議会の席上で御説明申し上げましたものが誤っておりまして、郵便料の減額と説明申し上げましたが、流域下水道へ排水する水質検査の手数料の額が確定したことによりまして 10 万円の減額でございます。申しわけございませんでした。節の 19 負担金、補助及び交付金の流域維持管理負担金ですが、大庭台で進めております長寿命化事業によります不明水対策によりまして排水量の減少が見込まれるため、500 万円の減額とするものでございます。

下の表へ移りまして、目 01 下水道建設費では、節 11 需用費で 15 万円、13 委託料で 320 万円、19 負担金、補助及び交付金は、流域下水道建設負担金で 320 万 7,000 円の減額と、それぞれ事業費の確定もしくは見込みにより減額補正とさせていただきます。

最後に、収支見込みの調整としまして、予備費を 963 万 5,000 円増額させていただいております。

以上で、議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について説明を終わります。

続きまして、議案第 14 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

水色の表紙の裏面 1 ページをお願いいたします。

総則は省略させていただきまして、第 2 条で、収益的収入の補正をお願いするものでございます。

28 年度、本予算の第 3 条で定めた収益的収入の予定額を、下表により、特別利益を 87 万円増額し、水道事業収益を 5 億 9,487 万円とするものでございます。

次ページ、第 3 条では、資本的収支の補正をお願いするものでございます。

28 年度、本予算の第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1 億 4,900 万円」とあるのを「1 億 8,280 万 4,000 円」に、過年度分損益勘定留保資金「3,417 万円」とあるのを「6,871 万 4,000 円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「1,993 万円」とあるのを「1,919 万円」に改め、下の表のとおり、資本的収入の予定額を 4,380 万 4,000 円減額し、1 億 2,719 万 6,000 円に、資本的支出の予定額を 1,000 万円減額し、3 億 1,000 万円と補正させていただくものでございます。4 条予算の収支予定額の補正に伴い、あわせて補填財源額の変更をさせていただくというものでございます。

3 ページ、4 ページは実施計画、5 ページから 7 ページまでは予定貸借対照表、8 ページ、9 ページは予定損益計算書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

10 ページ、実施計画明細書の収益的収入の款 1 水道事業収益ですが、項 3 特別利益の節 1 固定資産売却益として、ケーブルテレビ可児に長谷送水ポンプ場の余剰地を売却したことによる 87 万円の増額でございます。

11 ページが資本的収入及び支出になります。

収入の部、項 1 出資金は、水道未普及地域解消事業に係る出資金を 1,200 万円の減額。

項 3 国庫支出金は、当初の要望額より内示額が減額されたことによりまして、水道未普及地域解消事業及び老朽管更新事業に対する国庫補助金を 3,253 万円減額させていただきます。

項 4 固定資産売却代金は、収益的収入でも説明申し上げましたが、ケーブルテレビ可児に売却した土地の固定資産台帳価格分で 72 万 6,000 円の増額でございます。

支出に移りますが、項 1 建設改良費の節 12 工事請負費は、水道未普及地域解消事業費を 1,000 万円減額しております。

12 ページ、平成 28 年度予定キャッシュ・フロー計算書をごらんいただきたいと思います。

1 の業務活動によるキャッシュ・フローのすぐ下、当年度純利益は 497 万 9,000 円を見込んでおります。

以上で、議案第 14 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後 1 時といたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

これより条例関係等について行います。

議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について、議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について、議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第 26 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について、議案第 27 号 財産の取得の一部変更について、以上 7 件について朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

議案第 15 号から議案第 17 号と、議案第 24 号から議案第 27 号までを御説明いたします。

まず、議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案につきましては、議案つづり 6 ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、資料で説明いたしますので、資料つづりの 2 ページをお開きください。

可茂広域行政事務組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、解散後に設置される可茂広域公平委員会からの報告の時期、報告事項などの規定を加えるために、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、条の追加として、第 4 条、公平委員会からの業務の状況報告を 7 月末とすることについて、第 5 条、公平委員会からの報告事項、第 7 条、公表の方法を加えるものです。そのほか、条ずれに伴う改正であります。

施行日は、平成 29 年 4 月 1 日です。

次の 3 ページと 4 ページは改正の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 15 号 御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

次に、議案第 16 号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正条例につきましては、議案つづり 7 ページをお開きください。

3 つの条例の一部改正を、それぞれ 1 条ごと、3 条にわたりまして規定をしております。第 1 条は、御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、8 ページをお願いします。中段下、第 2 条は、御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、9 ページをお願いいた

します。下ですが、第3条は、御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正として、それぞれ条建てにて規定しております。

改正の内容につきましては、資料で説明いたしますので、資料つづりの5ページをお開きください。

今回の条例改正は、家族形態の変化及びさまざまな介護の状況に柔軟に対応できるよう、民間労働法制の見直しが行われている中、働きながら育児または介護がしやすい環境整備を進めていくことが求められ、平成28年人事院勧告並びに地方公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正が行われました。

これを受けまして、第1条関係の御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の内容は主に3点です。

1つ目は、職員が養育する子の範囲を拡大することとし、現在の職員と法律上の親子関係がある子から、さらに、1番として、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、2つ目として、養子縁組里親である職員に委託されている子、3つ目として、その他これらに準ずる子とするものであります。

2つ目は、介護休暇の分割取得を可能とするものであります。職員の申し出に基づき、介護休暇を請求できる期間を指定することになりますが、その指定期間は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回以下、かつ合計6カ月以下の範囲とするものです。

3つ目は、介護時間を新設するものです。日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことを承認できるものです。

第2条関係の御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の内容は、育児休業等の対象として、職員が養育する子の範囲を、現在の職員と法律上の親子関係がある子から拡大し、1つ目、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、2つ目、養子縁組里親である職員に委託されている子、3つ目、その他これらに準ずる子とするものであります。

6ページをお願いします。

第3条関係の御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正の内容は、給与の減額規定に介護時間を追加するものであります。

施行日は、平成29年4月1日であります。

次の7ページから14ページまでは、改正の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第16号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

次に、議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの 11 ページをお開きください。

現在、可茂広域行政事務組合で制定されている職員団体の登録に関する条例につきまして、可茂広域行政事務組合が解散することに伴いまして、解散後に設置される可茂広域公平委員会において職員団体の登録ができるように条例を制定するものであります。

第 1 条、条例の趣旨、第 2 条、登録の申請の内容とその添付書類、第 3 条、登録に係る通知、第 4 条、登録を受けた団体の規約等の変更または解散の届け出、12 ページをお願いします。第 5 条、登録の執行停止及び取り消しの通知、第 6 条、公平委員会規則への委任を規定しております。

施行日は、平成 29 年 4 月 1 日であります。

なお、資料つづりの 15 ページには、条例の概要を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 17 号 御嵩町の職員団体の登録に関する条例の制定について説明を終わります。

次に、議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について御説明いたします。

議案つづりの 31 ページをお開きください。

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに関し、地方自治法第 288 条の規定により、可茂広域行政事務組規約第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

可茂広域行政事務組合は、平成 7 年 4 月 1 日に設立され、可茂地域広域市町村圏の振興に関する事務、視聴覚教育の推進、広域における観光振興、職員研修、ふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営、公平委員会の事務などを行ってまいりました。

当初の組合設立の大きな目的は、可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合を統合し、可茂地域の一体性の確保と広域事業展開、行政組織のさらなる効率化を図ることでありました。各組合の一本化に向け検証を重ねてきましたが、それぞれの組合が独立性と専門性を持って長年運営されていることに加え、職員体制についても大きな格差があることから、一本化は困難であると判断され、今日に至っております。

組合の当初からの事務のうち、視聴覚教育及び観光振興は、利用状況や連携の枠組みを考慮し、平成 26 年度をもって組合の事務から廃止しており、組合の事務と予算も縮小してきました。また、近年は組合の枠を超えた地域間連携による事業展開もされていることから、可茂広域行政事務組合はその役割を終えたものとして、平成 29 年 3 月 31 日限り解散することとして

関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第 24 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について説明を終わります。

次に、議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について御説明いたします。

議案つづりの 32 ページをお開きください。

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う財産処分について議案のとおり定めることに関し、地方自治法第 288 条の規定により、可茂広域行政事務組合同規約第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

可茂広域行政事務組合の財産は、可茂ふるさと基金及び財政調整基金となっています。可茂ふるさと基金は、岐阜県の出資を受けまして関係市町村出資により造成していましたが、現在は県の出資分 4,808 万円が残るのみとなっております。今回、基金の管理団体である可茂広域行政事務組合の解散に伴いまして、岐阜県の要綱に基づき、基金の全額を岐阜県知事に返還するものであります。

また、財政調整基金につきましては、現在の残額が 397 万 9,057 円となっています。当該組合の総務費分担金の算出方法により算出した額を関係市町村に帰属するものであります。御嵩町は 34 万 9,576 円となっております。

以上で、議案第 25 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について説明を終わります。

次に、議案第 26 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について御説明いたします。

議案つづりの 33 ページをお開きください。

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う事務の承継について下記のとおり定めることに関し、可茂広域行政事務組合同規約第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同規約第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

協議の内容としましては 5 項目ございます。

第 1 項の公用文書に関する事項は、組合で保有する公平委員会の事務に関する文書は、組合の解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継し、それ以外の文書は美濃加茂市が承継することとしています。

第2項の歳計現金に関する事項は、組合の歳計現金は、平成28年度可茂広域行政事務組合総務費分担金を算出する際に用いる割合に基づいて、関係市町村が承継することとしております。

第3項の公平委員会に関する事項は、組合で共同処理している公平委員会の事務は、組合の解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継することとしています。

第4項の組合の決算の承継に関する事項は、解散した組合の決算は、美濃加茂市において調製するものとし、組合の決算の審査及び認定は、関係市町村及び関係一部事務組合においてそれぞれ行うものとしております。

第5項のその他の事務の承継に関する事項は、第1号から第4号までありますが、主に、平成29年3月31日に組合が保有する現金及び債務その他組合に帰属する事務の全ては、美濃加茂市が承継することなどを定めております。

以上で、議案第26号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について説明を終わります。

次に、議案第27号 財産の取得の一部変更について御説明いたします。

議案つづりの35ページをお開きください。

平成28年御嵩町議会第3回定例会で議決いただきました財産の取得について、その一部を変更するものであります。

取得する物品、情報セキュリティ強化対策機器。

取得金額、3,974万4,000円を4,093万2,000円に変更するものであります。

変更理由、導入ソフトウェアの変更による増額。

取得の相手方、岐阜県岐阜市吉野町六丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所所長 大橋卓也。

資料つづり64ページをお開きください。

売買仮変更契約書の写しを掲載しておりますが、マイナンバー制度スタートに向けて情報セキュリティ強化のため、ネットワークの完全分離を行うための機器導入であります。ソフトウェアの変更が必要になったことによるものであります。国の指針に従って進めているところであります。国においても情報セキュリティのシステム構築など走りながら進めている中で、さらなるソフトウェアのセキュリティ強化が求められまして、変更が必要となったことによるものでございます。

なお、65ページでは変更内容について掲載し、66ページでは履行期間の変更契約書の写しを掲載しております。当初の契約では完了日が平成29年2月17日でありましたが、庁内のLAN整備作業の際にケーブルの整備や再構築に時間を要する状況となったことなどにより、納

品目を平成 29 年 3 月 17 日に変更しております。

以上で、議案第 27 号 財産の取得の一部変更について説明を終わります。

議案第 15 号から議案第 17 号と、議案第 24 号から議案第 27 号までをまとめて御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 18 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件について朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは最初に、議案第 18 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明します。

議案つづりの 13 ページをお願いいたします。

本条例の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設された農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正するものです。

改正前は「その他の委員」と表記されていたものを改正後は「農業委員」とし、新たに農地利用最適化推進委員の報酬を農業委員と同額の月額 1 万 3,200 円とするものです。農業委員会の必須業務として農地等の利用の最適化の推進が位置づけられ、農地利用の集積・集約化、遊休農地の防止など、農業委員と農地利用最適化推進委員が密接に連携し、同等の立場として一体的に業務を担っていくことから、報酬を同額とするものです。

附則として、本条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 18 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 21 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

それでは、議案つづり 24 ページに改正する条例のほうを示してありますが、説明は資料つづりの 49 ページのほうで説明をさせていただきます。

最初に改正趣旨につきまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法が平成 28 年 5 月に改正され、平成 29 年 4 月 1 日から施行することに伴い、条例の規定を調整する必要があることと、その他条例の規定内容の精査により、一部改正を行うものです。

条例の概要としまして、1 つ目、土地所有者等と発電事業者との連携規定への改組としまして、現行第 16 条の発電事業者が所在不明等となった場合における特例について、現行では土

地所有者を当該太陽光発電設備の所有者とみなす規定でしたが、条例の規定のみで土地の賃借人に不利益取り扱いを行うと、法律にない負担を課すおそれがあることから、同条を第7条にかえて、太陽光発電事業の実施及び廃止につき土地所有者等と発電事業者が連携するよう努める規定を設けるものです。

2つ目、事前届け出事項の変更を第8条第1項に規定し、改正後の再エネ特措法の認定が、以前は設備に対する認定だったものが、適切な維持管理の体制整備及び発電事業を廃止する際の設備の処分方法等を定めた再生可能エネルギー発電事業計画に変更されたことから、条例における届け出事項がこれと重ならないよう整理し、明確に規定するものです。

3つ目、事業計画の提出の義務づけを第10条第1項に規定し、国の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画の状況を把握することに加え、町と一体となって発電事業を実施していくことを発電事業者を意識づけるため、その提出を義務づけることとし、規定内容が重なる現行第11条第2項を削る改正を行うものです。

4つ目、発電事業の廃止に係る手続等の変更を第13条に規定し、条例における発電事業の廃止の届け出について、改正後の再エネ特措法の規定に合わせて変更するとともに、事業廃止後における発電設備の処分及び跡地利用について、発電設備の処分等の取り扱いに関する計画を確実に履行することと、第8条で確約した適正な跡地利用について、その計画を定め、推進することを特定事業者に求めていくことを明確にするものです。

施行日は公布の日とし、改正後の条例は、平成29年4月1日施行する予定です。

次のページ以降は、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第21号について説明を終わります。

2議案まとめて説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第19号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

それでは、議案第19号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の議案つづり14ページから20ページに今回上程いたしております改正条例を、資料つづり17ページに改正についての概要を、18ページから37ページにかけて新旧対照表をお示ししてございます。説明につきましては、資料つづり17ページの概要にて御説明申し上げます。

ますので、よろしくお願ひいたします。

今回の御嵩町町税条例等の一部改正につきましては、改正の趣旨にお示ししておりますように、社会保障の安定的財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことを受け、所要の改正を行うものです。

社会保障の充実、安定のための社会保障改革と、その財源の安定的確保や財政の健全化を同時に達成するための税制度の抜本的改革を一体的に行う取り組みとして、平成 28 年度税制改正大綱が示され、地方税法等の一部が改正されたことを受け、既に町税条例等の一部改正を行って平成 29 年 4 月 1 日より施行とする取り扱いを行っていた条例につきまして、さきにお示しした法律が成立し、消費税率の 10%引き上げなどの実施時期が平成 31 年 10 月 1 日からと変更されたことを受けての改正が主な内容となります。

概要の 1 つ目として、住宅ローン控除の適用期限について、「平成 31 年居住分（平成 41 年まで控除）」を「平成 33 年居住分（平成 43 年度まで控除）」と延長。

2 つ目として、法人町民税の法人税割税率について、現行の 9.7%から 6.0%への引き下げ時期を「平成 29 年 4 月 1 日」からとしていたものを「平成 31 年 10 月 1 日」へと変更。

3 つ目として、軽自動車税の車体課税のうち、環境性能割について、その導入時期を「平成 29 年 4 月 1 日」からとしていたものを「平成 31 年 10 月 1 日」へと変更するとともに、現行の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、環境性能割の導入時期変更により、「平成 29 年 3 月 31 日」までを適用期限としていたものを「平成 31 年 9 月 30 日」まで延長。さらに、軽自動車税としてこれまで一くくりとしていた課税方法を、車両の形態により課税する種別割方式の創設と導入について「平成 29 年度分」からとしていたものを「平成 32 年度分」からへと変更するという内容であります。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

資料つづり、今御説明申し上げました次のページ、18 ページから 37 ページにお示ししております新旧対照表につきましては後ほどお目通しをお願い申し上げ、議案第 19 号についての提案理由説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第 20 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、議案第 20 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準

を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりは21ページ、資料つづりは38ページでございます。

内容につきましては、資料つづりで説明いたしますので、資料つづりの38ページをごらんください。

今回改正する条例の改正趣旨といたしまして、平成29年4月1日より介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、関係条例の規定を一部改正するとともに、介護保険法及び関係する基準省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、今回は関連する4つの条例を条建て一括して改正をしております。

概要をごらんください。

まず最初に、第1条関係といたしまして、御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正いたします。

第1条により3点の改正を行います。1点目は、第2条の所要の改正です。2点目は、第5条で規定している地域包括支援センターが行う事業を、第1号介護予防支援事業、包括的支援事業、厚生労働省令で定める事業の3つの事業に改めるものです。3点目は、地域包括支援センターに従事する主任介護支援専門員は、5年を超えない期間ごとに更新研修を修了する必要があることに改めるものです。

次に、第2条関係といたしまして、御嵩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正いたします。

第2条でも3点の改正を行っております。1点目は、第4条に規定する地域包括支援センター職員の配置について、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員以外に、町長が必要と認める者を配置することができるように改めるものでございます。2点目は、第5条に規定する地域包括支援センターが実施する事業を、この改正条例の第1条の改正規定による改正後の御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準に関する条例第5条に規定する事業と、町長が必要と認める事業に改めるものです。3点目は、第6条に規定する地域包括支援センターを利用できる者を、介護保険の被保険者並びにその家族及び親族等に改めるものです。

第3条関係では、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正いたします。

第3条による改正の内容は2点です。1点目は、介護保険法改正に伴う第8条の2の項ずれを整備するものです。2点目は、字句の用法を改めるものとなっております。

39ページをお願いいたします。

第4条関係といたしまして、御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正いたします。

第4条による改正の内容は、介護保険法改正に伴う第8条の2の項ずれを整備するものでございます。

この条例の施行日は、平成29年4月1日としています。

経過措置では、平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は平成31年3月31日までに、平成24年度及び25年度に研修を修了した者は平成32年3月31日までに、更新研修を修了する必要がある旨を規定しています。

資料つづりの40ページから48ページまでについては、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、議案第20号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第22号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 可児英治君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（可児英治君）

それでは、議案第22号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは26ページでございますが、初めに資料つづり55ページで制定趣旨の説明をさせていただきます。資料つづり55ページの枠で囲った部分をごらんください。

制定趣旨としまして、小規模企業振興基本法が平成26年6月に施行され、地方公共団体における小規模企業振興に関する施策の策定や実務する責務が明記され、国、地方公共団体等が互いに協力することとされております。さらに、平成28年4月に施行された岐阜県中小企業・小規模企業振興条例の中でも、県の責務及び市町村の役割が明記されております。こうしたことを受け、さらに岐阜県商工会連合会と御嵩町商工会より条例制定の要望があったことから、御嵩町においても中小企業・小規模企業の振興を図るため、今回の条例を制定するものであります。

それでは、条例本文について御説明いたしますので、議案つづりの26ページにお戻りください。

まず、第1条の条例の目的であります。中小企業及び小規模企業の振興に関し、それぞれの役割を明らかにし、中小企業等の成長発展を促し、地域経済の活性化及び町民の生活向上に寄与することを目的としております。

第2条では、この条例における用語の定義を、第3条では、基本理念として、みずからの創意工夫や自主的な努力を尊重するなど、振興するための理念を示してございます。

第4条では、施策の基本方針として、次の27ページにかけて、人材の確保及び育成、雇用の安定、資金調達の円滑化等の経営基盤の強化及び経営の安定を図ることなどを定めております。

27ページの第5条から第9条までが、中小企業等の振興のために必要なそれぞれの役割を示してあります。

第5条では、町の役割として、中小企業等の振興に関する施策の実施、意見の反映、町民の理解について定めております。

第6条では、中小企業者及び小規模企業者の役割として、経営基盤の強化などに取り組むことや、商工会への加入に努めることについて定めております。

第7条では、商工会の役割として、中小企業等の経営の向上及び改善や、町が行う施策の実施について協力すると同時に、商工会への加入促進に努めるものとしております。

第8条では、金融機関の役割として、円滑な資金の調達、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるものとしております。

第9条では、町民の理解及び協力として、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとしております。

28ページの第10条では、財政上の措置として、町は、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとしております。

第11条では、委任について定めております。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとさせていただきます。

以上で、議案第22号 御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第23号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 23 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正条例につきましては議案つづり 29 ページ、資料つづりにおきましては 57 ページに資料を添付させていただいております。

資料つづりのほうで御説明させていただきますので、資料つづり 57 ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

公営住宅法に基づき管理運営する町営住宅につきまして、近年、入居を希望する方があるものの、保証人要件がネックとなって申し込みを断念せざるを得ないケースが発生してきており、住宅セーフティネットの役割を果たせていない状況にあります。このように入居募集と応募の実情に鑑みまして、入居の要件にあります保証人に関して 2 点変更すること、あわせて条ずれなどに係る所要の改正、字句の修正について行うものでございます。

概要欄をごらんください。

1 点目、保証人の要件について変更するものです。現行では、保証人に関し 2 点の要件がございます。1 つ目が収入要件として、入居決定者と同程度の収入を有すること。2 つ目、住所要件として、町内に住所を有することという 2 点でございます。このうち住所要件について、例として挙げてございますが、町内在住の保証人を見つけることができず、結果として入居の申し込みを断念せざるを得ないというケースが平成 28 年度で 6 件ございました。可茂管内の市町村と比較しましても、このような住所要件を設けているところがないこともあり、町内に住所を有するという規定を削るものでございます。

2 点目として、現行では単に「保証人」としているところを、家賃収納の担保を確保するため「連帯保証人」に変更するものです。連帯保証人に変更することによりまして、1 点目、住宅入居者が家賃を滞納した場合に、その資産の有無に関係なく、即時に連帯保証人に全額請求できることとなり、速やかな債権回収の手続を行うことができること。2 点目として、連帯保証人への即時請求が可能となることにより、住宅入居者の家賃滞納の意識が高くなることを効果として期待しているところでございます。

施行期日は、附則におきまして、公布の日とさせていただきます、公布日以後の新規入居手続において適用させていただくものでございます。

資料の 58 ページから 63 ページまでについては、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、議案第 23 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は2時5分といたします。

午後1時46分 休憩

午後2時05分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

この議題は地方自治法第117条の規定による除斥の対象とはなりません。教育長 高木俊朗君の一身上の案件で、本人より退席の申し出がありましたので、これより高木俊朗君は退席いたします。

〔教育長 高木俊朗君 退場〕

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

採決が終わりましたので、教育長 高木俊朗君は議場に着席してください。

〔教育長 高木俊朗君 入場・着席〕

それでは、ただいま教育長の任命に議会同意を得られました高木教育長に御挨拶をお願いいたします。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

ただいま議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて議会の賛成をいただきました高木俊朗でございます。御期待に沿えるよう精いっぱい職務に専念する決意でございます。

少し時間をいただき、教育長として4年間を振り返るとともに、新しい教育委員会制度への取り組み、そして新教育長としての抱負を述べさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、教育長として務めた4年間を振り返ります。

平成25年3月、第1回御嵩町議会定例会において同意をいただき、平成25年4月1日に御嵩町教育委員会教育長に任命されました。教育職37年中、御嵩町に20年奉職させていただき、まさに御嵩町で育てていただいたという感謝の気持ちを大切にして、開かれた学校、開かれた教育委員会となるよう教育長としての職務を遂行してまいりました。御嵩町民の皆様方、町議会議員の皆様方、御嵩町役場の皆様方の御支援と御協力のおかげで、この3月31日をもって1期4年間の任期を務めることができました。ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

御嵩町の期待に応える教育の推進を図るために、御嵩町教育・夢プランを策定し、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野で点検評価を行いながら、重点事項の実践に努めてまいりました。この御嵩町教育・夢プランを遂行していく上で、一番大切にしてきたことは笑顔であります。笑顔いっぱいの子供たち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなることが教育の基本だと考えているからであります。

そのためには、「み」「た」「け」の3文字から、みんなで学び合う姿、たすけ合い思いやる姿、けんこうでみがき合う姿の3点を「めざす姿」として位置づけ、御嵩町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう努めてまいりました。

ここで4年間の取り組みについて、「み」「た」「け」を観点にして重点的に取り組んだことについてまとめてみます。

初めに、「みんなで学び合う」について5点です。

1. 環境モデル都市のまちとして、低炭素社会を目指し、CO₂の吸収を図る森林環境学習、CO₂の排出削減を図る交通環境学習に取り組んでまいりました。
2. 御嵩町子どもの読書活動推進計画に基づき、博学連携として中山道みたけ館の活用を充

実させ、学校に図書館システムを導入し、読書活動の推進に努めてまいりました。

3. 御嵩町外国語教育推進計画に基づき、ALTの2名体制、外国語教育指導員の新設、英検補助、成人講座、英会話教室等々を推進し、コミュニケーション能力の向上を図っているところ です。

4. 御嵩町学力向上推進事業として、校内研究の充実と小・中交流を深め、全教職員が参加する拡大交流会を実施し、各学校の学力向上指導改善プランを広げてまいりました。

5. 保護者や町民に対して説明責任を果たすため、学力・学習状況調査の積極的な情報提供を行うとともに、成果と課題を検証し、学校、家庭、地域が協力し、その改善を図るようにしてまいりました。

次に、「たすけ合い思いやる」について6点です。

1. 御嵩町子どもの笑顔づくり条例を制定し、笑顔づくり標語、笑顔づくりサミット、笑顔づくり表彰等を実施し、いじめの未然防止に努めてまいりました。

2. 人権のまちとして、思いやりと笑顔を大切にし、人権講演会や人権映画会等、意欲的に取り組み、学校では人権教育の観点を明確にした授業に取り組んできました。

3. 岐阜県放課後子ども総合プランに基づき、全ての小学校に放課後児童クラブを設置するとともに、公民館活動と連携した地域子ども教室等の充実に努めてまいりました。

4. 小規模校の上之郷小学校に学校運営協議会を設立し、地域とともにあるコミュニティースクールとして動き出し、放課後子ども教室の設置や小規模特認校制度の導入、文部科学省の研究指定校等、積極的な学校運営が推進されるようにしてきました。

5. 岐阜県教育委員会の研究指定を受け、関連機関との連携を図り、教育相談、就学支援、就学後の適切な教育的支援等、早期からの一貫した教育支援体制の構築を図ってまいりました。

6. 国史跡に指定された歴史の道「中山道」、国の名所「鬼岩」、願興寺本堂等々、文化財の保護に努めるとともに、御嵩町文化協会の発展と文化振興に努めてまいりました。

最後に、「けんこうでみがき合う」について4点です。

1. 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、学習生活の基盤をつくる学校歯科保健活動の充実と発展に努め、御嵩小学校は22年連続、上之郷小学校は11年連続、岐阜県歯科医師会から表彰を受けてまいりました。8020の表彰者の割合も本当に高いまちであります。

2. 向陽中学校が文部科学省の食育の研究指定を受け、鉄とカルシウムの栄養指導を通して、栄養のバランスのとれた食習慣、生活習慣の改善に取り組み、他の学校にも広げ、大きな成果を上げてまいりました。

3. 何を食べるかだけでなく、どう排せつするかの啓発を推進し、早寝・早起き・朝御飯と

いう呼びかけに朝の排せつも加わり、生活習慣の改善に取り組んでまいりました。

4. スポーツ推進員の活躍と、体育協会の皆さんやみたけスポーツ文化倶楽部の皆さんの御尽力により、スポーツ振興がますます図られてきました。

以上であります。これらの取り組みは4月からも継続し、重点事項として取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、新しい教育委員会制度について、取り組んできたことについて述べさせていただきます。

平成 27 年 4 月 1 日より、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する町長との連携の強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、新しい教育委員会制度がスタートいたしました。

大きく変えていく内容は、次の 4 点であります。1. 教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、2. 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性、3. 全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、4. 教育に関する大綱を町長が策定。

2 点目の教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性については、法律施行時から意識して取り組んでまいりました。迅速で詳細な情報提供に努め、必要に応じた会議の招集を推進し、御嵩町教育・夢プランの執行状況を詳細に報告する等、教育委員会の審議の活性化に努めてまいりました。

3 点目の総合教育会議については、平成 27 年 6 月 1 日に第 1 回御嵩町総合教育会議を開催し、年 2 回開催するようにしております。現在まで 4 回実施し、教育大綱と御嵩町教育・夢プランとの整合性や、小規模特認校、外国語教育推進事業、東濃高校活性化等について協議してまいりました。

4 点目の教育に関する大綱については、教育の目標や施策の根本的な方針として、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針や町長の思いを参酌し、平成 28 年度からの御嵩町教育・夢プラン第 3 次改訂の内容として位置づけ、教育政策に関する方向性や具体性を明確にして推進しております。

1 点目の教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置については、法律施行時在職する旧教育長は、その任期中は従前の例により在職するという経過措置がありました。よって、このたび平成 29 年 4 月 1 日から新教育長として、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになりました。やっと新しい教育委員会制度の全面的なスタートになります。どうかよろしくお願いいたします。

最後に、新教育長としての抱負について述べさせていただきます。

笑顔大切にしている教育委員会として、地方創生のキーワードは「子育て」であります。日本一子供が幸せなまちを目指しているわけです。そのために、ゼロ歳から18歳までの子供たちが笑顔いっぱいになるよう、他の部局や幼・保・小・中・高・特との連携を図り、発達段階に応じた指導援助を推進していきます。その中の重要な取り組みとして考えていることは3点でございます。

1点目は、群れて育てるということであります。

母親のストレスは子供の脳への影響が大きく、いかにストレスを少なくするのが重要です。核家族化が進み、母親一人が我が子に向き合う孤立した子育てでは、孤独感に耐えられません。人類は元来、群れて育てる動物なのです。御嵩町教育委員会は、群れて育てるために、乳幼児家庭教育学級や幼・保期家庭教育学級、小学校期家庭教育学級、中学校期家庭教育学級をさらに充実させていきます。

2点目は、家庭環境に左右されない学力保障を目指すことです。

家庭環境に左右されず、子供の学力が保障されるための基本は学校教育です。そのために、3点取り組んでいきたいと思っています。

1. きめ細かな指導に徹します。少人数学級や少人数指導等により、きめ細かな指導に徹します。御嵩町の30人未満学級は、平成28年度、そして来年29年度と御嵩小学校の1年生と2年生が該当し、御嵩町の小学校低学年は全てが30人未満学級になっています。また、習熟度別少人数指導や教科専門指導等に取り組みます。さらに、実態と学習状況と定着状況の3つの見届けをきちんと授業の中において徹底していきたいと思っています。

2. 放課後の補習を充実します。子供にとって「できない、わからない」ままでは本当につらいことでもあります。放課後に残して補習する等、その日に学習したことは「できた、わかった」という充実感を持って帰宅させたいと考えております。そのため、放課後の学習支援として、地域の方が指導者となって子供たちに教える地域未来塾の開催等も検討していきたいと思っています。

3. 地域とともにある学校づくりを目指します。上之郷小学校での実践を参考に、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会をどの学校にも設置し、地域の力を学校運営に生かし、地域とともにある学校づくりを目指していきたいと思っています。

最後の3点目は、中学校を卒業した子供たちの地域社会への参画の推進です。

主権者としての自覚と社会参画の力を育む主権者教育は小学校や中学校から取り組んでいますが、中学校を卒業し、選挙権を有する18歳まで、特に高校生についての指導援助を明確にしていきたいと思います。小・中学校への指導助手としての参画や、得意分野の発表会や説明会の開催、そして地域行事、公民館活動等への参画をより推進し、地域のリーダーとして育成し、地域に

貢献していくように取り組みを推進していきたいと思っております。

以上で終わります。貴重なお時間をいただき、本当にありがとうございました。今後、御指導、御支援のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第9号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

補正予算（第5号）について質問します。

補正予算書の16ページ、放課後児童クラブですけれども、これは21万2,000円の増ということで、説明では130人から150人になったということです。そして22ページのほうで、放課後児童クラブ運営のほうの賄い材料費ということで80万減額になっていきますけれども、このところで、放課後児童クラブの人数がふえていて賄い材料費が80万円減の理由をまず教えてください。

議長（大沢まり子君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、放課後児童クラブの賄いの当初予算の算定は、定員130人掛ける1日50円、290日という根拠で当初予算を算出しております。それで、この290日の中には、児童クラブは月曜日から土曜日までやっています。それで土曜日が、定員が130ですかね、積算が。ですけれども、数人程度ということで、土曜日の分がほとんど要らなかったということが第1点。それと、放課後児童クラブの支援員のやりくりによって多少経費的に少なく済んでおるという理由で、今回、80万円の減額をさせていただいております。よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

子供たちにとって、おやつというものは非常に大切なものだと思いますけれども、1日 50 円で積算していて、今、土曜日がほとんどないということなのですが、土曜日、大体計算して、ほとんどないと考えても 30 万ぐらいなんです、土曜日の分が。そうしますと、50 万円ぐらいはふだんの中からの材料費が不用ということになるわけですが、今の 2 番目の理由で、やりくりによって少なくなっているということなのですが、50 円で積算して、それが 30 円分ぐらいで抑えられているとか、そういうことはないのでしょうか。そのあたりを心配いたしますが。

議長（大沢まり子君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

一応 50 円で算定をしておりますものですから、50 円程度のおやつを購入ということで実際やっております。ただ、その購入の仕方も大袋で買うとか、そういった先ほど言いましたようなやりくりをいたしまして節約とか、そういうことをやっておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

13 ページの最下段、電源立地促進対策交付金、水力発電施設周辺地域交付金の金額が毎年 3 月補正に上がっております。今年度も電源立地のほうは 1,600 万円強、水力発電のほうは 81 万 7,000 円と上がっておりますが、この両方の金額の算定の条件とか仕組みを一回少しお話ししていただきたいと思います。

それともう一点、私はこれについて平成 24 年からの 3 月にどのぐらい補正がかかっておるかをちょっと調べてみました。24 年度は当初予算が 1 億 1,500 万円ということで、電源立地のほうが。28 年度は 1 億 1,200 万円、来年度もそのようになると伺っておりますけど、大体 3 月補正で、24 年度は 873 万 1,000 円と少なかったわけですが、25 年度からことしまでは大体千四、五百万円の増額補正がかかっております。

なぜ聞くかというと、当初予算を決めるときに、大体千五、六百万円の 3 月で補正をかけていますので、これの用途が人件費が主だということで、なかなか高い見積もりはできないと思いますけど、普通、これだけ 3 月に補正がかかるとなると、1,000 万円ぐらい余分に当初予算で求めておってもいいのかなとは思っていますので、その 2 点を聞きます。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、今の高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

電源立地地域対策交付金についてでございます。こちらの交付金につきましては、予算書にありますとおり、電源立地促進対策交付金と水力発電施設周辺地域交付金とに分けられておるところでございます。それぞれの交付金の算定の方法につきまして御説明させていただきますが、電源立地促進対策交付金は、毎年、町内における電力等の契約口数や契約キロワット数等を算定根拠としております。また、水力発電施設周辺地域交付金につきましては、新丸山ダム、発電所など4つの発電所の過去10年間の平均発電電力量をもとにしまして交付金が算定されており、毎年度、定額の交付金ではないことを御理解いただきたいと思います。

なお、水力発電施設周辺地域交付金につきましては算定根拠がはっきり通知されておりますけれども、電源立地促進対策交付金の算定につきましては、資源エネルギー庁が各市町村の交付金を算定しておりまして、その根拠である電灯の契約口数であるとか、電力の契約キロワット数などは市町村には公表されておられません。この電源立地促進対策交付金につきましては、平成29年度の交付金の限度額につきましても、いまだに見込み額の通知はない状況でございます。

例年、御指摘のように、当初予算の編成時において、この交付金の見込み額の通知がない状態で編成を行っておるということ。それから、この交付金の算定根拠である数値が明確に公表されていないこともありまして、資源エネルギー庁の概算要求の伸び率等も考慮しながら、基本的には慎重に、予算割れを起こさないように抑え目に予算額を設定しておるところでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、平成25年度以降の決算額もある程度同じような額で推移しておりまして、例年、増額補正を行っておるという状況にあります。平成29年度は今回上程しておりますが、平成30年度の当初予算編成時におきましては、予算額の水準等につきまして検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

8番 柳生千明君。

8番（柳生千明君）

予算書 14 ページ、農林水産業費県補助金の節で林業費補助金、この中で清流の国ぎふ市町村推進事業補助金、これが不採択となりました理由がはっきりわからなかったものですから、この辺の理由と、これによってやれなくなった事業等ありまして、それに対して予算化とかそういうことがあれば教えていただきたいと思います。

議長（大沢まり子君）

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、柳生議員の御質問にお答えいたします。

清流の国市町村提案事業補助金の減額ですけれども、こちらのほうは清流の国ぎふ森林環境基金事業を活用しまして、里山林再生復活事業と、それから施設整備としまして、みたけの森の木道改修事業の補助金となります。こちらの二つの項目についてが不採択となった項目ですけれども、まず最初の里山林の再生復活事業に関しましては、各市町村の提案事業として提案をさせていただきました。里山林の復活としまして、南山地内の丸山林道沿いの町有林の除伐作業を提案させていただきましたけれども、各市町村、大変数ある要望の中のことがありましたので、採択までには至らなかったというのが原因となります。

それから、みたけの森の木道改修のほうになりますけれども、こちらに関しましては、飛騨地方の雪害が多かったことから、倒木防止によります危険木の除去作業のほうが事業として優先されたことがありまして、木道など施設整備事業のほうが不採択となったということが要因になります。木道にかわる別事業としまして、清流の国ぎふ推進補助金を活用しまして、28年度としましては延長 12 メートルを整備していくものでございます。

なお、今後の木道整備に関しましては、27 年度までは清流の国ぎふ森林環境基金事業として進めてきておることもあります。環境モデル都市としまして、今後も、この補助率が 10 分の 10 でありますので、本町にとっても大変有利な補助の条件でありますので、平成 29 年度におきましてもこの事業のほうで進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10 番 加藤保郎君。

10 番（加藤保郎君）

一つの例を出して補正予算の組み方について、以前も御質問させていただきましたが、今回もちよっと聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

例としましては、28 ページの教育費の中学校費の中で、中学校維持改修工事として 3,400

万円の予算が組んであって1,200万円ほどの減額が出たと。これは向陽中学校の空調設備、それから防球ネット等で契約の差金が出たということでもあります。これに充ててあります地方債がありますので、990万円、約1,000万円を引きましても250万円ほどは残るわけですね。その残った資金、また予算について、恐らくこの工事自体は夏休みにやっておると思います。9月以前にやっておって、9月の補正で対応、また最悪は12月の補正でも対応はできると思うんですが、これが補正で減額が今の3月ですと、もう何も使えないと。例えば今度、新年度予算で組んであります多少の学校維持管理費の中で、項目を上げての金額もあろうかと思いますが、200万円あれば大変できると思うんですね。そこら辺の考え方、補正予算に対する工事、入札差金等の措置の方法等について、以前、多分、消防自動車のときに聞いたと思うんですが、今回もこういうことをちょっと聞きたいということです。

それで、とりあえず補正予算としてこうやって上げてはありますが、これが全て、こんなことを言っただけなんです、今回は庁舎の建設基金のほうへ回ってしまったということですが、それはそれとしていいんですが、多少なりとも教育委員会の予算が、毎回満杯で全ての言うことを聞いて予算がついてある、措置がしてあるということであればいいんですが、そうじゃない、学校教育の関係で資源回収等やって学校の先生方がPTAのほうへ備品を要望するとかというような格好もちらっと聞いておりますので、そこら辺について、補正予算の考え方についても一度聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

ずうっとこちらのほうを見ておられたので、まず私が答弁したほうがいいのかと思いますので、答弁させていただきます。

過去に消防自動車を例にされて、そういう質問をしっかりと覚えております。そのときの答弁は、3月補正とかでやっておりますのでという答弁でございましたけれども、実はきのう課長会議がありまして、29年度の予算の執行について私のほうから各課長に指示をさせていただきました。例年見ておりますと、工事の発注とか備品の購入が遅いということで、監査等で指摘も受けております。実際、指摘のとおりでございますので、予算の執行は早くするというのをまず徹底させること。そのためには、3月補正で精算して減額することはやめます。遅くとも12月補正までには精算をして落とすように努めるようにということで、各部長、参事に私のほうから通知というか、話をさせていただきました。

ということで、ただ、今回のこの例も、12月ではちょっと遅いということですので、そこら辺は臨機応変にやっていきたいと思います。確かに言われるように、290万円もあれば、教

育委員会としてもほかに直すところもいっぱい出てきますので、そういう点は各担当課、部長なり課長が判断のもと、予算編成、定例会のたびに財政担当と協議をしていければ、より有効な活用ができるというふうに思っておりますので、29年度からは若干変わったような予算執行ですので期待してください。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今の加藤議員の関連になるかと思いますが、これは当初、学校維持改修工事費 3,462 万 7,000 円という予算枠を計上の中で 1,244 万 7,000 円、これは入札の関係で差益だということですが、もともと要は積算根拠ですね、どういう形でこの予算を編成されるときにそういう金額を上積みされてきたのか。従来、これ以外にも、特に工事請負契約等についてはどのような形態をとっておられるのか。その辺のところをもしあれば、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今、休止中ですがけれども、プロのお話をしたいと思います。建設関係全てにおいて、何が一番弱いかというと設備関係です。設備関係は非常に見積もりが甘い、設計士もわかっていないという部分がありますので、非常に誤差が大きく出てくると。庁舎の冷暖房、空調設備でも、当初の見積もりは 7,500 万円という数字が出てきて困ったなと思っておりましてけれども、基本的に設計士を通すなということで、業者を選定するためのプロポーザルで、設計から全て業者にやらせるということにしまして 4,000 万円ぐらいで上げたわけです。予算上 7,500 万円組んでおりましてけれども、あと 3,500 万円ほどを切り落としたということになります。設備関係に関しては、そういう意味では非常に見積もりが甘いといえますか、プロでもずさんであるということが根本的にあると思います。

先ほどの加藤議員の質問にも関連しますけれども、ことし 29 年度の予算編成の際に、何年ぶりに復活折衝というのが出てきました。喜ばしいことで、本当は私、こちらを向いて言わなきゃいけないかなという立場になってしまうんですけども、やはり事業としてどうしてもやりたいという熱意のあるものがどれだけあるかということは大変重要であるかと思えます。

以前は予算折衝のときに、どうしても当初予算に組み込めないという場合には、入札差金な

ども当然出てくるだろうから、9月補正ぐらいでは入れてやろうじゃないかという返事をしたことも過去には何回もありますけれども、それ以降、何年間か復活をしてほしいという熱意を持って町長室へ来たという担当はゼロでしたので、そこまでの熱意があるわけではないというふうに思わざるを得ない。したがって、今のような形の、予算を残したらそのまま減額補正をしていくという形になってしまう。減額補正をしてもいいんですけども、少なくともこれだけは引き下がれないというものぐらいは担当者に持ってほしいなど。そういう事業をやりたいと言ってほしいなという気持ちもありますので、入札差金が出たから自分はこれはやりたいと言ってこいよというのが私は10年間ずうっと思っていることですので、これは職員たちに伝えればありがたいなというふうに思っております。

ただ、今回、庁舎の件もありますので、できる限りリーズナブルに上げるように、また無駄遣いをしないようにという指導もあわせてしておりますので、そのあたりのさじかげんの問題かなというふうに思っておりますので、御理解のほどをいただきたいと思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

個々の補正に対しての質問ではありませんのででもいいかわかりませんが、繰越明許の考え方について少し伺います。

今回も、一般会計では項目が3点ほど、下水道の関係で3件ほど出ております。基本的には皆さん、役場の職員さんも単年度予算ということで年度内には、特に土木工事関係ですけど、やむを得ない理由で繰り越しますという説明であります。議員としてもできるだけ何もないければ繰越明許は出してほしくないという、個人的な気持ちではありますが、あります。こちら辺、担当課じゃなしに副町長さんに少し伺いますが、繰越明許の理由。

私が心配するのは、やはり土木工事関係で明許されると、請負業者、担当課の、ひょっとしてこれは違うかもわかりませんが、担当者の技術不足、知識不足で、工事をやる前の調査、担当業者との打ち合わせ等不足でその工事が進まなかったということがあれば、やっぱり請負業者は、地元業者の小さい会社もありますし、大変打撃を受けるということで心配しておりますが、そこら辺の考え方を少し。

議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それではお答えさせていただきます。

職員、担当する職員の知識不足ということは決してありません。しっかり勉強してやっておりますので、それは副町長としてしっかりと否定させていただきます。ただ、現場に入ってみますと、いろんな状況があつて、予測どおりにはいかないということもあります。それなりにその都度施工業者と協議をした上で進めていますので、それが積もり積もったという形で繰り越していますので、業者の方にちょっと我慢してもらおうといったことは一切ありません。

それと、今回もそうですけれども、どちらかというと国の交付金を活用した事業が繰り越しが多いですね。ということは、繰り越すということは国の交付金が絡んできますので、国との協議もした上での繰り越しでございますので、手続、工事の施行も含めて手続もしっかりやっておりますので、その点だけ御理解をお願いします。

なお、確かになるべく繰り越しせずに年度内にやりたいというふうには思っておりますけれども、どうしてもこういう形は出てきますが、なるべく年度内完了できるよう部長を通じてまた各担当課には指示していきたいと思っておりますけれども、かといって全くなくなるということは言い切れませんので、その点だけ御理解をよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは実は所轄の問題ですので余り聞いては申しわけないかなと思うんですが、17ページのふるさと創生事業補助金1,050万円のうち962万2,000円減額ということで、これは当初計画の中で、いわゆる想定事業のその想定する段階で若干問題があるんじゃないかと。これは多分恐らく29年度にも同じような金額で組まれてきておると思うんですが、この辺の取り組みですね。補助金を対象として何とかうまく採択されたらやっていきたい。しかし、補助金はついたらけれども、手を挙げる内容、その対応がなかったというようなことでは、これはいかにも、補助メニューはこういうことを繰り返していくと切られてしまう可能性があるんじゃないかな、地方創生に関して。この辺の感性というのはどういふものですかね、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

名称がふるさと創生事業ということで紛らわしいんですけれども、これはまちづくり課が担

当しておりますハードとソフトに対する補助金なんです、町単独の。そのうちソフト事業については、団体活動に対しての補助ですね、これは該当者があったんですけど、施設整備、ハードに対しての補助の申請がなかったということでございますので、それで今回 962 万 2,000 円を減額したということです。ですので、国の交付金を活用した事業ではございませんので、地方創生加速化交付金はまた別の科目で上げておりますけれども、これをもって今後の総合戦略における国の交付金を受けられないということでは決してありませんので、よろしくお願ひします。影響はありませんので、影響ないように当然運営しておりますので、お願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 号 平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 10 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10 番 加藤保郎君。

10 番（加藤保郎君）

4 ページのほうですが、普通徴収分について 1,000 万円ほどの税額の増額補正があります。これと恐らく滞納繰越分もあろうかと思いますが、そちらのほうの整理の状況は現状としてどんなものであるか。補正までかける金額に至っていないということで多分上げてはないと思いますが、恐らく滞納繰越分はありますので、その徴収状況等についてはどんなものですか。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

加藤議員の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療保険料につきましては、職員のほうが滞納整理を行っていただいている状況ではございます。その中で、今回の補正に値するほどの額というふうに判断をいたしませんでしたので、補正はしない状況でありました。ちなみに、普通徴収のほうにつきましては、75 歳到達の方がふえておりますので、当初予算後に増額するような形になっておりますし、特別徴収につきましては、見込んだ後、死亡の方の分だけ減っていくということになりますので、減額というような形になっております。以上ですので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

10 番 加藤保郎君。

10 番（加藤保郎君）

もう一点、質問しておけばよかったんですが、次のページの歳出のほうですが、ぎふ・すこやか健診等の業務委託料の関係で、委員協議会の折にちらっと聞きましたら、12月のスタートであったということで聞いております。そのために支出が2分の1ぐらいしかされていないというようなことですが、予算が設定されれば早期に支出、先ほど副町長も言いましたが、早期に支出をするべきじゃないかなというふうには思っておりますが、こういう制度上の問題的なもの、またPR的な問題について、どのように考えてこのような状況になったんですか。よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、加藤議員の質問にお答えしたいと思います。

まずもって、今回のぎふ・すこやか健診等業務委託料の減額につきましては、その中の主に減額をしたのは訪問口腔健診についてでございます。こちらにつきましては、昨年度の当初予算時に国のほうから概略がありまして、県の広域連合と相談した結果、当初1人当たり3万円で100人分の予算の計上をしておりました。その後、年度がかわりまして、国のほうがもともと10分の10でやる事業につきまして10分10補助ができないということになりまして、実際に事業をどうするかということを広域連合と県の歯科医師会のほうで打ち合わせが始まりました。その中で、各地域の歯科医師会のほうで協力が得られた市町村の中でモデル事業としてやっっていこうということになりました。

そのモデル事業としてやっていく上では、歯科医師会のほうと1人当たりの単価についての折衝が必要となります。今回、御嵩町といたしましては、可児歯科医師会のほうと可児市とともに協議を重ねた結果、1人1万9,800円で事業のほうを行っていただけるようになりました。その中で、今回の事業の対象者が要介護3から5の方、しかも在宅でお暮らしの方ということになりますので、なかなか3から5の方で在宅に見える方も少ないということで、予算的には30人、1万9,800円の30人ということで事業のほうを進めていくということで、可児医師会、また広域連合のほうと話を決めております。その中で、今回、事業費が59万5,000円ということになってきますので、300万から59万5,000円を引いた240万5,000円の減額ということになっております。

29 年度におきましても、訪問口腔健診をモデル事業として実施する予定としておりまして、そのときの事業費につきましては、こちら的人数に近い数字を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 11 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 12 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 12 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 13 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 14 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10 番 加藤保郎君。

10 番（加藤保郎君）

ちょっとした確認だけです。11 ページ以降でもそうですが、水道未普及地域解消事業が全て終わったというふうな格好で、一般会計で出資金の減とか、工事費も減額になっております。これで水道未普及地域が一応この上之郷地域については解消されたというふうで理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長（大沢まり子君）

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

長い間かかりまして5年の工事を今年度で終わるわけでございますけれども、これで予定しておりました工事は全て完了して、この4月1日から全ての給水ができるという形になりますので、予定しておりました未普及の解消事業につきましてはこれで全て終わるということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

10 番 加藤保郎君。

10 番（加藤保郎君）

一応、上之郷地域は終わったということではありますが、加入状況がどうかとかいうことにつきまして、また後日お聞きしたいと思っております。ただ、大変長い期間をかけて御苦労さんでございました。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 平成28年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 27 号 財産の取得の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 財産の取得の一部変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は 3 月 8 日午前 9 時より開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 05 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員